

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和2年度 第3回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部区民参画推進課		
開催年月日	令和2年9月24日（木）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時03分		
開催場所	L. ソフィア 3階 第3・4学習室		
出席者	<b>【委員】</b>		
	石坂 督規 委員長	高祖 常子 副委員長	内藤 忍 委員
	片野 和恵 委員	野田 睦子 委員	保田 昌徳 委員
	小川 節子 委員	添田 雅子 委員	田中 孝子 委員
	上野須美代 委員	猪野 純子 委員	亀田 彩子 委員
	<b>【ヒアリング担当】</b>		
	渡邊 勇 中部第二福祉課長		
	檜山 守浩 総合相談係長	田淵 聡子 総合相談係主任	
	高橋 徹 こども家庭支援課長	多田 倫子 家庭支援第二係長	
	<b>【事務局】</b>		
	寺島 光大 区民参画推進課長		
明石 光人 男女共同参画推進係長	前川 男女共同参画推進主任		
<b>【傍聴者】</b> 2名			
会議次第	<p>1 前回（8／31開催）委員会のふりかえり</p> <p>2 庁内事業進捗状況等に関する担当所管課ヒアリング</p> <p>（1）DV被害者への支援体制の充実 中部第二福祉課・こども家庭支援課・区民参画推進課</p> <p>（2）ワーク・ライフ・バランス推進認定制度 区民参画推進課</p>		

	<p>3 重要課題に関する自由討議・意見交換</p> <p>4 次回（10／26）議事内容について</p> <p>（1）重要課題に関する自由討議・意見交換</p> <p>（2）年次報告書作成に向けた提言</p> <p>5 事務連絡</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：令和2年度第3回男女共同参画推進委員会（8／31）の要点</li> <li>・その他1：令和2年度第2回男女共同参画推進委員会（8／31）議事録</li> <li>・その他2：男女参画プラザ講座チラシ等</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部第二福祉課、こども家庭支援課、区民参画推進課提供資料</li> </ul>

## 様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

### 1 前回（8/31開催）委員会のふりかえり （寺島課長）

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第3回目、足立区男女共同参画推進委員会を開催させていただきます。

私は、区民参画推進課長の寺島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、当委員会でございますけれども、本日、今10名の委員の皆様にご出席をいただいております。男女共同参画推進委員会規則第4条におきまして、半数以上の委員のご出席をもって成立するとされてございますので、有効に成立しておりますことを、まずご報告いたします。

続きまして、同規則第5条によりまして、当委員会は公開の委員会となっております。皆様のご発言につきましては、後ほどご確認をいただいた上で、ホームページ等で公開をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいませ。

また、本日、傍聴人の方もお見えになっておりますので、ご承知おきをいただければと思います。

それではまず、お手元資料の確認を事務局からさせていただきます。

#### （明石係長）

区民参画推進課の明石と申します。本日はよろしくお願いいたします。

皆様のお手元でございます資料の確認をいたします。

まず、こちらの次第がございます。資料1として、令和2年度第3回男女共同参画推進委員会の要点という1枚ペラの資料がございます。すみません。「令和元年度」と書いてあるんですけど、「令和2年度」というふうに訂正していただいてもよろしいでしょ

うか。

前回の第2回男女共同参画推進委員会の議事録が冊子としてございます。こちらは10月1日をめどに、足立区公式ホームページのほうに掲載させていただきますので、よろしくお願いたします。

3枚ほどチラシ、足立区男女参画プラザの講座のご紹介として、3枚ほどチラシが入っておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

そのほかの資料といたしましては、今日のヒアリング用の資料になります。今日は、中部第二福祉課さんと、こども家庭支援課さんのほうにお越しいただきまして、区民参画推進課と3課でヒアリングを行っておりますので、その他、もろもろの資料となります。こちらのほうもご確認ください。

以上で、資料の確認を終わります。

#### （寺島課長）

それでは、次第に沿いまして、まず、1番のところでございます。

前回委員会のふりかえりをごく簡単にさせていただきます。資料の1をご確認いただければと思います。

前回、第2回の委員会の中では、今年度の重要課題についてご議論いただきまして、決定をいただいたところでございます。1つ目につきましては、計画の施策体系でいいますと、体系のⅢ-2に当たりますDV被害者の支援体制の充実というところで、まず1つ。

もう1点目といたしましては、施策体系のⅠ-1、ワーク・ライフ・バランスの推進というところで、この2点について重要課題として選出をいただいたところでございます。いずれにいたしましても、このコロナ禍における影響がどの程度あるのかといったところと、今後に向けてどうしていったらいいの

かというところから、そういった視点で、こちらを選んでいただいたといったことになると思います。

本日24日にヒアリングを行うというところも決定をしていただきました。所管課につきましては、最初のDV被害者への支援体制の充実については、担当所管としては中部第二福祉課とこども家庭支援課、区民参画推進課の3課から、以下の項目について聞き取りを行うことになっております。

2つ目のワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、区民参画推進課からヒアリングを行うという形で、決定をしていただいたところになります。

本日につきましては、前回の決定内容に従いまして、所管担当課のヒアリングを行うということになります。

## 2 庁内事業進捗状況等に関する担当所管課ヒアリング

### (1) DV被害者への支援体制の充実

### (2) ワーク・ライフ・バランス推進認定制度

(寺島課長)

では、早速ヒアリングのほうに入っていますが、この後の進行につきましては、石阪委員長のほうにお任せをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

(石阪委員長)

改めまして、よろしくお願いたします。

本日ですけれども、所管課の皆さんにお越しいただきましたので、まず、事項の2番目のところですね。庁内の事業進捗状況のヒアリングということで、今回は、前回お話しいただいたとおり、DV被害者への支援体制の充実、ここが皆様からの関心が非常に高かったということもありますので、今日いろいろ資料もご用意いただいて、そして実質はもち

ろんですけれども、コロナの後と前でどう変わったのかというところ、これは実際の数字だけではなくて、恐らく相談の内容、ケースなんかにも恐らく反映されていると思いますので、その辺りもお伺いできればと思いますし、また、委員の皆さんからも出たのは、連絡とか周知の体制であったりとか支援の在り方、そこまで少し、実際にどうなっているのかということ、恐らく区民の皆さん、なかなか支援の体制というのを実際に把握する機会もないと思いますので、その辺りを解説していただけるといいのかなと思います。

前半がこういう形で行われて、一旦ここで休憩を挟みます。そして、後半は、区民参画推進課から、ワーク・ライフ・バランスの推進企業の説明をいただくということになっていきますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、事項書の2番目の(1)ですね。まず進め方として、中部第二福祉課から説明をいただいて、その後、こども家庭支援課、そして区民参画推進課と、まずは説明を3課からやっていただいて、その後、質疑応答まとめてしていくという形にしたいと思いますので、皆さんもまずお話を伺って、ご質問、あるいは感想等を、その後いただければと思います。

それでは、早速ですけれども、よろしくお願いたします。

(渡邊課長)

中部第二福祉課の渡邊でございます。よろしくお願いたします。座って、ご説明をさせていただきます。

お手元の令和2年度第2回男女共同参画推進委員会、担当所管課ヒアリングシートの中に、(1)DV相談件数に関する統計資料、A4横のクリップ留めになっているものを

ご覧いただきたいと思います。

まず、DVの相談件数についてでございますけれども、過去3年間と今年7月の実人数を挙げております。実人数と延べ相談件数ですけれども、年度でいえば上がったり、下がったりというようなことが見てとれるかと思えます。今年7月末で57が実人数となっています。本当は去年のと対比したかったんですけれども、数字がなかったものですから、すみません、ご勘弁ください。ただ、体感としては、よく虐待とかが増えているとかいう話も新聞報道でされていますけれども、あまりDVについては、そんなに増減はなかったかなというのは、私どもの課だけの話ですけれども、そのような状況でございます。

(2)でございます。支援体制の課題ということになりますけれども、私どもやっています、まずDV被害者の方が18歳未満であれば、児童相談所等で一時保護とか様々ができます。ただ、20歳以上であれば、大人ですので、女性センターとかいろいろシェルター、または保護施設とか、そういったところが利用できるんですけれども、18歳から20歳未満までの方、ここはちょうどすっぱり間が空いていて、例えばその間の方が、シェルターとかで一時保護した場合、その後の行先が、例えばアパートを借りるとしても、大人としては見なされないで、契約がなかなかできないというようなこともありまして、そういった方をどこに一時保護という形で支援をするのかという場所の確保が、まず課題というふうに思っております。

それから2つ目、即時利用可能なシェルター・居場所が少ないということで、私どもはまず、東京都の女性相談センター、ここを一番に考えているところなんです。体制もきちんと整備されていますし。ただ、やはり足立区からだとは若干遠いというのがありますの

で、私ども急にシェルターに入れなきゃいけないというようなときに、タクシーを使ったりとか、いろいろな手段で行くんですけれども、もう少し都内で近いところにあると非常に運用面でもありがたいかなというふうに思っているところでございます。

あと3つ目が、心理的精神的な支援ということになります。実は私ども福祉事務所のほうには相談員はいるんですけれども、事務職であったりとか、それからあと福祉職というような者が担っているところでございますが、心理的なケアが必要な場合ということも多々多いものです。そういった場合に、そういった専門の職員がいませんので、やはり女性センターとか、そういった専門機関に頼らざるを得ないというところが1つ課題のかなと思っております。

あと警察との協力関係なんですけれども、裏面にもありますとおり、警察とかとはいろいろ日々連携をしながら取り組んでいるところです。ですので、そういった点、全体的には円滑にいつてはいるんですけれども、1つ申し上げるとすれば、一時避難をして、避難をしたんだけど、荷物がそのまま家に置いてあるといった場合に、やはり1回家に戻って、荷物を取りに行きたいというようなご要望が結構あるんですけれども、その場合には、警察の方からすると、安全面からすると、そういったDVの加害者がいるところに戻るのはいかがなものかということで、なかなか避難されている方と警察との相反するというような課題があろうと思っております。

あとは本人の希望との折り合いですけれども、例えば避難はしないんだけど、やはり精神的な不安とか悩みがあって、相談をできるだけしたいというような方とかいろいろいらっしゃると思いますが、なかなかそういう

頻回に相談してくる方に対応できるだけの体制が私どもとしては厳しいと。同じ方を求めるんですね。結局、空いている人だったら誰でもいいというんだったらいいんですけども、やはり一度説明をして、また違う方に同じことを説明をしたくない。私どもは記録できちんと取っているの、そんなことは問題ないんですけども、やはりお話しするほうからすると、同じ方がいいとかということになるのは、なかなか課題としてはあるかなというふうに思っております。

裏面にいきます。

相談方法ですけれども、私ども、来所した方とか、電話とかという場合がありますけれども、中には相談される方から、やはり今SNSとか、そういったものを活用した相談があったらありがたいというような話もあります。というようなところが課題でございます。

あとは、トラブルについては後ほどの事例になります。

それから周知方法については、こちらに記載のとおり、「あだち広報」とか、庁内の推進委員会とか、いろいろな機会をもって行っております。

警察との連携についても、こちらに記載のとおりでございます。

次のページのトラブルケースについてということで、2つほど事例を挙げさせていただきました。

ケース1番目については、お子さんが4人いる方なんですけれども、一度、女性センターのほうに行って、すぐ出てきちゃう。また相談に来て、また行って、すぐ出てきちゃうというようなことが、かなり繰り返したような方が、まず第1事例目でございます。

2例目ですけれども、2例目の方については、妊娠初期で夫からDVがあって、相談が

あったということでございますけれども、この方については、やはり妊娠の時期ということもあって、精神的な不安がかなりあったかと思えます。そういったところで、私どもとしてはもうちょっと心理的な、それこそケアができれば、もう少しよい支援ができたのかなというふうに思ったようなことでございます。

私からは以上でございます。

**(石阪委員長)**

じゃ、質問については、また後ほどということで、続けて、こども家庭支援課さん。

**(高橋課長)**

こども家庭支援課長高橋でございます。座らせて、説明させていただきます。

こども家庭支援課のヒアリングシートをご覧いただければと思います。

(1) 児童虐待に関する通報件数等の統計でございます。表記の数字のとおりで、増加傾向にあるというところでございます。参考なんです、先ほど配らせていただいたクリップ留めの資料、グラフの資料をご覧いただければというふうに思います。

上のグラフが、30年、31年、令和2年2月の児童虐待の通告件数です。その隣、3月の30年、31年、令和2年の児童虐待の件数というところで、このグラフをご覧いただければと思います。緊急事態宣言の4月、5月ですが、圧倒的に数字が減っているというところがございます。

ちょっと振り返りますと、昨年なんです、昨年の4月とかというのは、実は野田の事件があった頃だったんですね。その一昨年については、目黒区の結愛ちゃん事件があったというようなところで、その関係で当時かなり件数は増えていたところに加えて、今回コロナで通告、いわゆる学校とか保育園が休みだった関係で、そこからの通告が大きく減った。

保健センターも研修をやらなかったという  
ようなことがあって、通告が減ったというよ  
うなところを示させていただいています。

下が緊急事態宣言解除後でございます。解  
除後なんです、例年に並ぶような数字に伸  
びつつあるというような状況を示させてい  
ただいております。

続きまして、現在の支援体制の課題でござ  
います。私どもこども家庭支援、養育者につ  
いての課題がまだあるところでございまし  
て、特に私たち、一番課題に感じているのが  
精神疾患、メンタル的な不調の家庭でござ  
います。お子さんを育てる上でも、メンタル面  
で課題があるというところでございます。

特にここに書かせていただいている事例  
は病識のない方。病識がない。裏を返すと、  
周りの方々は、みんな、ちょっとこの方、病  
気じゃないのかなと思っていても、精神につ  
いてはご本人が病識がないと、自ら病院にも  
行かないというようなところで、なかなか治  
らない。みんなはやきもきするんだけど、じ  
ゃ、誰が言うのって、誰が本人に話すのとい  
うあたりが、やっぱり関係性のところから課  
題になっていくような事例というところで  
ございます。

2点目の丸、区をまたがる支援の課題。先  
ほど中部第二福祉課からも話が出ましたよ  
うに、シェルターに行ったりする場合、シェ  
ルターって、大体区内にございませぬ。とす  
ると、逃げる場合、大体他区に行ったりする  
と、当然お子さんが小学校、あるいは保育園、  
幼稚園に行っていれば、そこに対しての支援  
をしていかなきゃいけない。転校手続等々し  
ていかなきゃいけない。保育園だったら、入  
園するように誘導していかなきゃいけない。  
私たち、区内、DVの関係でいくと、区外で  
支援に入らなきゃいけないような場合があ  
る。自治体によっては、そのこども家庭支

援センターがやっていただける自治体もあ  
るんですが、基本的には生活保護が足立区で  
かかっていたりする場合には、足立区のこど  
も家庭支援センターが対応しなきゃいけな  
い。なおかつ区外だと時間もかかるというよ  
うな課題もあるというところでございます。

裏面にいかせていただいて、実際に発生し  
たトラブルケースの状況でございます。これ  
は父から母へのDV、あと、当然それも伴う、  
夫婦のいわゆるDVの状況を子どもが見て  
いるわけです。子どもからしたら心理的虐待  
というような事例でございます。

長年にわたる父からのDVと虐待で、こど  
も家庭支援課のほうにも相談があったんで  
すが、この事例は、福祉課さんのほうに入っ  
ていただいて、ほかの区の宿所提供施設のほ  
うに、妻とお子さん二人で逃げたというよ  
うな事例です。ただ、上のお子さんなんです  
が、ちょっと発達障がいというか、ADHD、多  
動傾向等があつてということと、あと、割と  
ちょっと不登校ぎみなところもあつてとい  
うような課題が重なっていると。お母さん自  
身も、逃げたストレス、プラスお子さんの養  
育に関するストレス等で、かなりメンタル的  
にもダウンしてきてというような事例でござ  
いました。

実際のところなんです、お子さんは引っ  
越した先でも少しなじめなかったところも  
あり、お母さんからしてもちょっと手に負え  
なくなりで、最終的にはゲームセンターにい  
るところを警察で保護されて、児童相談所の  
施設のほうに入ってってというようなところ  
で、お母さんと上の小4の女の子で今、ま  
あまあ安定した生活を取り戻しつつあるん  
だけれども、ちょっとメンタル的なところで  
ダメージを受けてというような、次に継続し  
ています。

なお、この事例について、もう一つの状況

なんです、父親、割と、その追っかけていた事例がありまして、そういう場合というのは、私たちは余り関わっていたことをオープンにはしていないんですが、私たちが関わっていたことを知られちゃいまして、情報公開請求を受けたりして、私たちの記録の開示等々をされてというようなこともあったような事例でございます。

今はほかの区で、一定程度安定した生活を送っているというような状況でございます。

4点目、相談窓口のPR・周知についてでございます。私どものこども家庭支援なんです、児童虐待で、お母さんとかお父さんから、私、子どもを虐待しちゃうんですけどという相談は、大体本人が意識しているわけなんで、そんなに重くならない傾向があり、逆に、私たちの窓口というのは、関係機関から、学校なり保育園なり、子どもさんを常に見ている機関からの通告というか、連絡、相談が多くなってまいります。

なので私たちのところでは、その関係機関向けの周知というのを繰り返えしさせていただいております。これは4年前に作成、当時の課長、実は渡邊課長なんです、作成したものでございます。これは、関係機関向けにこういうことに気づいてくださいというような、気づいたときにはこども家庭支援のほうに連絡をくださいというような形でやっております、これは主には、区民向けというよりは関係機関向けという形で対応しておりますので、その関係機関に配っているというところなんです。

その関係機関ですが、最後の(5)のところでございます。(5)のところ、警察等官公庁とどのように連携しているかというようなところなんです、要保護児童対策地域協議会というものが、いわゆる子どもの支援のネットワークがありまして、そこのネット

ワークの機関に、これを繰り返し周知しながら対応しているというところなんです。この中に警察も入っております。

最後に、警察との連携というところについてですが、最後の丸、区内4警察署となんです、昨年12月に、児童虐待に関する情報共有の協定ということで、双方が知り得た情報については共有しながら、適切な支援につなげていきたいと思いますというような趣旨の協定を結んでいるところでございます。

長くなりましたが、概要は以上でございます。

#### (石阪委員長)

ありがとうございました。

それでは、引き続きですけれども、よろしくお願いします。

#### (寺島課長)

区民参画推進課からも簡単にご説明をさせていただきます。

ヒアリングシートをご覧ください。

区民参画推進課では、女性相談を行っております。女性相談といいますと、要はDVだけに限りませんで、女性に関わる様々なご相談、夫婦間の問題だったりとか、あとお子さんとの関わりが問題があったり、そういった幅広いご相談を、女性相談として受けております。その中でDVに関連するものも幾つかありますよというところになります。

(1)にお示しさせていただいたのが、そのDVの関連の相談件数を抜き出したものということになっております。見ていただければ、こちらの数字も上下はあるんですけども、急にこのところ増えてきたとかというような傾向は、この相談件数の中では見受けられないのかなというふうに思っているところなんです。

実際には様々な相談を受ける中での課題ということになりますけれども、言葉の通じ



ない外国籍の方からの相談というのもまれにあるわけなんですけれども、そういった方の場合、通訳の方を見つけるのが難しいというようなことがありますので、現状では、相談に来られる方が日本語の分かる方の知り合いを連れてきて、間に入らせていただいて対応したりというようなこともやらせていただいております。

あと、相談の受付のところなんですけれども、基本的には電話で予約を受けて、あとは面談をしてという形なんですけれども、eメールでの相談体制というのが今できておりません。先ほども、今後SNSでの相談の対応とかが課題になってきますねというようなこともありますけれども、こちらもやはり同様にそういったところの課題があるのかなというふうに思っております。

あと、DV関係で緊急性が高い方がお見えになったときでも、基本的にはこの区民参画の女性相談は、一番最初の相談窓口としての機能、そのまま直接そこで保護とかいうことはできませんので、区内、福祉課とかに連携をしたりとかしながら、対応しているといった状況になります。

トラブルケースにつきましてですけれども、ここは一時窓口としての女性相談ですので、特に特段トラブルとなるようなものは、今のところ発生しておりません。

相談窓口のPR、周知ですけれども、参考で資料として、幾つかチラシですとかリーフレットの類い、こういったものをつけさせていただいております。女性相談、男性相談、男性のDV相談も受けています。そういったもののチラシですとか、DVのリーフレットや、中高生向けのデートDVのチラシ、リーフレットをつくって、配布をして周知をしているといったところになります。できるだけいろんなところに配って、目に触れて、相談

のきっかけになってくれたらいいのかなというふうに思っております。

警察等官公庁との連携という形になりますけれども、連絡会議を年2回持っております。こちらは区内4警察署が参加しておりますので、その場で顔つなぎ等、ふだんあとは疑問に思っていること、課題になっていることなどを、その会議を使って連携を図っているといった形になります。

連絡体制については以上になります。ごく簡単ですが、区民参画推進課で行っている女性相談の関係につきましては、以上になります。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。ちなみに、この3課というのは連携はされているのでしょうか。例えば相談からまず入って行って、そこからどちらかに行くというようなケースになるのか、それともこれ、どうやって……

**(寺島課長)**

先ほど申し上げたように、例えば女性相談。

**(石阪委員長)**

まず一時相談という形で、結構そういう。

**(寺島課長)**

受けたときに、その適切な関係所管につながるというような役割。

**(石阪委員長)**

役割としてそういう役割ですね。

**(寺島課長)**

はい。

**(石阪委員長)**

実際に受入れはむしろそれぞれの福祉のほうと、子ども家庭のほうで受け入れるという。それは最後まで一応面倒を見る形になるということですね、そうすると。それぞれの所管課で。

**(高橋課長)**

例えばDVだとしても、例えば夫婦間のD

Vを、子どもが見ただけで、それがあ意味  
心理的虐待になりますので、そういったと  
ころについてで、なおかつ重篤でないもの、例  
えば逃げるとか、そういうような相談に至ら  
ないようなものについては、私たちだけで対  
応しているというような事例はございます。

(石阪委員長)

ちなみに、中部第二福祉課さんは、この課  
は2つあるというのは、こっちは子どもメイ  
ンで、こちらはどちらかという配偶者間と  
かも含むということなんですか、それとも子  
どもからの案件は全部こちらが、ということ  
ではない。

(渡邊課長)

ではないです。こちらはお金のことも対応  
できますので、それも含めてという形になり  
ます。

(石阪委員長)

むしろ、今日は中部第二福祉課さんが来て  
いただいていますけれども、恐らくエリアで  
分かれているということですかね。

(渡邊課長)

そうです、はい。

(石阪委員長)

そうすると、住んでいらっしゃるところの  
それぞれの福祉課のところに行くという、そ  
ういうイメージですね。

(渡邊課長)

そうです。6か所ありますので。

(石阪委員長)

こちらは1か所。

(高橋課長)

1か所です。全区。

(石阪委員長)

全区担当と。

(高橋課長)

はい。

(石阪委員長)

そういうことなんですね。

では、ここから質問を受けたいと思うんで  
すけれども、恐らく3課の係というのは非常  
に分かりづらかったというのはもちろんあ  
ったんですが、今ので大体、地区ごとにある  
程度張りついているんで、福祉のほうはどち  
らかというとまずそこに、自分の地区のと  
ころに相談に行くというケースが多いのかな。

(渡邊課長)

そうです。

(石阪委員長)

恐らく子どもが絡むケースや、かなり保護  
が必要な場合は、場合によってはこちらのほ  
うに行つてということ。

それからケースもお話しいただきました  
けれども、かなり遠いところに施設がある場  
合は、一応足立区としては、そこまで責任を  
持ってやらざるを得ないということなん  
ですね。お任せするわけにはいかなくて、ど  
うなんでしょう。

(渡邊課長)

それは東京都女性相談センターに事前に  
予約をして、行って、それでまた戻るときも  
連携を取つて戻ると感じになります。

(石阪委員長)

それから、その後のことということも含め  
て支援をするわけですね。そうするとね。

(渡邊課長)

そうです、はい。

(石阪委員長)

場合によっては向こうのほうに行くとい  
うことは、学校の転校だとか、そういう手続  
も一応足立区ですということになるわけ  
ですね、そうすると。

(渡邊課長)

そうですね、お手伝いをして。

(石阪委員長)

そういうことになりますね。

ちょっと伺ってみたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

高祖さんから、何か質問があります。

**(高祖委員)**

幾つかあるんですけども、取りあえずD Vのところで、トラブルの事例を2つ出してくださいんですけども。これ両方とも東京都の女性相談センターのシェルターにということでしたが、シェルターに行く人数的なものとか、年間で、どのくらいなんですか。何かいつも東京都の副都心のほうまで行かなきゃいけなくて、例えば足立区なのか、何か近くにそういうシェルターがあったほうが良いという考え方もあるのかななんて思ったんですけど。

**(渡邊課長)**

足立区内だと逆に近過ぎちゃって、よくないというのはあるんですね。

**(高橋課長)**

すぐ分かっちゃって。

**(渡邊課長)**

そうです。来られちゃうと厳しいので、ですから。ただ、副都心だと、我がままなのかもしれないけれども、ちょっとその辺のことが。

**(田淵主任)**

中部第二福祉課相談員の田淵と申します。私どものほうで、一義的にはまずシェルターをご案内いたします。というのも、シェルターが一番安全だからなんです。まずGPSがついている可能性がある携帯電話を切っただいて、ほかの方が容易に入ってこられないセキュリティの高いのがシェルターですから、追跡の危険が高かったりですと、本人のおびえが非常に高い場合というときは、まずシェルターをご案内いたします。

もし、ご本人がある程度落ち着いていらっしやって、親族に連絡が取れないのは困りま

すというようなご事情がおありになるようであれば、追跡の危険がないことを確認した上ではございますけれども、宿所提供施設、宿泊所など、足立区から1つか2つ区を置いたところの仮のおうちに住んでいただくということも対応しております。

**(高祖委員)**

何かさっきお話の中で、ちょっと遠いので大変という話があったので。でも、ご担当の方は大変だけど、逆に遠くじゃないと、安全が確保できないということもあるので、そこは致し方ない。

**(田淵主任)**

そうですね。お連れするときに、やっぱり小さいお子さんとかですと疲れちゃいますので、タクシーが使えれば一番いいんですけども、生活保護になればタクシーを利用できることもあるのですが、ご本人様の資力を使っていただく場合にタクシー代が1万円近くかかってしまうこともあって、容易に、じゃ、タクシーで行きましょうというわけにもいかないの、そのところですね。

**(石阪委員長)**

23区にはそこだけしかないの。

**(田淵主任)**

そうです。東京都が、はい、ご用意しているものは。

**(石阪委員長)**

じゃ、例えば副都心の方も、その副都心。

**(田淵主任)**

そうです。ただ、そこから先、さらに委託先をお持ちなので、委託先の婦人保護施設なので対応することもできますから、その方のご状況に応じて調整はしています。

**(石阪委員長)**

何か1か所では少ないような気がしますね。じゃ、多摩地域も副都心になるんですね、そうすると。

(田淵主任)

いえ、多摩地域は多摩地域で、また別に施設があります。

(石阪委員長)

そうなんですか。ちなみに、そこは定員みたいなのはあるんですか。これ以上受けられませんみたいな。

(田淵主任)

そうですね。定員はございます。

(石阪委員長)

ということは、緊急性があって行っても、行ってもというか、連絡を取っても駄目というケースも場合によっては。

(田淵主任)

ございます。そういうことにはならないように、基本的に東京都のほうで調整をして、委託先の範囲ですとか、あとは場合によっては面接室に寝ていただいたりとかということでも対応しています。

(石阪委員長)

ちなみに、実感としてキャパは足りていますか。それとも本音を言うともう少し増やしてほしいという。

(田淵主任)

そうですね。ただ、その時々によりますので、何とも言えないです。昨日まで満杯だったのに、次の日がガラガラですということもありますので。

(石阪委員長)

そういうこともあり得るんですね。

(高祖委員)

もし、だから本当に必要な方がすぐ入れないような状況になれば、都にお願いするのでしょうか。区でつくっても近くて仕方がないんだったらあれなんですからけれども、何かそういう、やっぱり一時保護所だったり児童養護施設も結構満杯というような話もちよっと聞いたりするので、その受皿がちゃんとあ

る方が安心にもつながるのかなと思っています。

(石阪委員長)

例えば、児相なんかは定員のほうはどう。

(渡邊課長)

児童相談所はあくまでも東京都の行政機関ですので、私どもは、区はあくまでも。

(石阪委員長)

所管ではもちろんないんですけど、どうなんですか。

(渡邊課長)

ちなみに、足立児童相談所には一時保護所がありまして、今定員が24だったと思います。ここは定員オーバーでも入れちゃうというようなやり方をしているというふうには聞いておりまして、いつも定員の120%いるとかというような状況とかも聞いてはおりません。

(石阪委員長)

それでも入れることを優先しているということですね、そういう。

(渡邊課長)

はい。

(内藤委員)

さっき委託先っておっしゃったのが、民間シェルターのことですか。

(田淵主任)

そうですね。民間シェルターと兼用している場合もございますし、東京都と専属契約を結んでいらっしゃる施設もございます。

(内藤委員)

何か書いてあるものだと全国に122でしたか、今、民間シェルターを運営している団体数は122あると書いてありますが、そういったものも利用しているということなんですか。

(田淵主任)

そうですね。民間シェルターさんに連絡も

取るんですけれども、私のほうで一度どうしても民間シェルターにお入れしたい方がいて、民間シェルターさんに片っ端から20ぐらい当たったんですけれども、全部駄目でした。

**(内藤委員)**

それはキャパの問題ですか。

**(田淵主任)**

そうです。キャパの問題と、現在やっていますというご回答のところもありまして。

**(石阪委員長)**

登録はしているけど、やっていないというね。

**(田淵主任)**

はい。公表はされていらっしゃるけど、ごめんなさい、もう閉じましたとかですね。

**(内藤委員)**

20か所というと、多分122のうちの20か所です。

**(田淵主任)**

そうですね、東京近辺の。

**(内藤委員)**

東京、関東という感じですか。

**(田淵主任)**

そうですね、関東のほうで探しまして、東京都さんのほうから、すみません、ちょっと今日手元にないんではっきり分からないんですけれども、情報提供いただいている冊子の中に載っていた団体さんには全て連絡をしたんですけれども。

**(内藤委員)**

それは最近の、お電話かけられたのは最近。

**(田淵主任)**

そうですね、ここ1年ぐらいのことかと記憶しております。

**(石阪委員長)**

だから、やっぱりそういう意味ではなかなかメインのね。メインが1か所で、それ以外はもし民間ということになると、恐らく今後

の状況次第によっては厳しいということですね。受け入れられないというようなこともあり得る。

**(田淵主任)**

そうですね。シェルターという意味では、なかなかやはりセキュリティが厳しくないといけませんので、あとはシェルターでなくてもいいということであれば、宿所提供施設、宿泊所なんかは使いやすいです。

**(石阪委員長)**

宿泊所もですね。

ほか。どうぞ。

**(内藤委員)**

1点は、そういうのは中部第二福祉課さんと、区民参画推進課さん、あとDVの相談のことについてですけれども、コロナ前後で必ずしも増えている、相談件数が増えているわけではないという話だったと思うんですが、確かに計算すると、4か月分でもそんなに多くはないというんですけれども、実際に国のほうでは相談件数が増えているとか、例えば特別なDV相談プラザとかやったりして、そこにかかなりの件数が来たりとか、あとは全国の配偶者暴力相談支援センターでの4月の相談件数が3割増とか、そういうことが言われているんですけど、そういうことからすると足立区のほうで、コロナ後で、コロナ以降増えているというわけではないということについて、担当課さんとして、どういうふうに思われているか教えていただけますか。

**(石阪委員長)**

どうぞ、もしお答えできる人。

**(田淵主任)**

私のほうの実感としましては、コロナの前と後で特段変わったところはないですけれども、2つほど気になったことがございまして、1つ目が、コロナだったからちょっと相談に来るのが嫌で来なかったんです

よねという方がお二人いらっしやったのと、あとコロナで夫が家にいることが増えたので、けんかすることが増えたんですけど、あまり変わらないので、相談は後でいいやと思って、来ませんでしたという方はいらっしやいました。

私どもの窓口になりますと、やはり福祉事務所という看板があるせいか、ここに来たら、もう後戻りができないというお気持ちでいらっしやる方もおりますので、私どものほうに避難を求める段階までの方は増えなかったのではないかと、私は考えております。

恐らくDV相談プラザなどは、私のこれはDVなのかなといった疑問のところから入ってこられる方が多いと思いますので、特にコロナがニュースに取り上げられたときに、海外のほうでDVが増えているということで報道もありましたので、やはり報道が入るとご相談件数が増える傾向にございますから、それで、私のこれはどうなのかしらという方のご相談が増えたのではないかと、私は個人的に分析しております。

以上でございます。

#### **(寺島課長)**

区民参画のほうでも、特段数字がぼんと増えているわけではないんですけども、相談件数の中身を見ると、やっぱり休校の期間、子どもがずっと家にいるので、いらいらでちょっとぶつかっちゃうとか、旦那さんが家にいて、ちょっと夫婦仲ということで、うまくいかないというような相談もあったりとかは散見されますので、全く影響がないわけではないのかなというふうに思っています。

#### **(内藤委員)**

ちょっと思ったのは、やはり、さっきおっしゃったんですけど、相談件数は一定数ありそうだけど、それが支援を求める、福祉のところに行くのはやっぱり二の足を踏むとい

いますか、敷居が高いように感じているところ、実際にこれはDVかというふうに把握しても、そこに行き着かないという人がいたかもしれず、そのところはどうかお考えですか。

#### **(田淵主任)**

私、相談員3年目になるんですけども、やはりDVの相談を受けていて思うことが、その方によって考え方がかなり違っていて、私から見ると、すぐに避難されたほうがよろしいのではないかというときでも、いや、私は夫のことを愛しているので絶対に逃げませんという方もいらっしやいまして、その方はただ、夫にたたかれていることに耐え切れず、人に話は聞いてほしい。でも私は夫を愛しているし、離れ離れになるのは耐えられないから避難はしません。

逆に、ちょっと夫婦げんかでたたかれました。DVだから逃がしてください。では、そのとき、どういうことがあったんですかと言ったら、私が夫を先になぐりましたというような方もいらっしやいまして、いろんな方がいらっしやって、捉え方がかなり違ってくるのかなと思っております。

おっしゃるとおり、本来逃がすべきDV被害者の方が門戸を見つけられないというところが非常によくないと思っておりますので、今は内閣府ですとか、男女共同参画さんですとか、足立区としてPRできる場所はできているのかなと思っておりますけれども、SNSとかですとか、もっと活用していけるとよいのかなと思っております。

#### **(内藤委員)**

ありがとうございます。

あと、もう1点だけ。ちょっと発展的な話題なので最後に言おうかなと思っていたんですけど、性自認が女性の人、トランスジェンダーのMTFの人ですね、その人がDV被

害を受けた。男性の人も暴力被害を受けると  
思いますけど、特にここは男女理解というこ  
とで、性自認、自分は女性だと自認している  
方がDVを受けているとして、暴力被害を受  
けているとして、支援を求めたときの対応と  
いうのを教えていただけますか。

**(石阪委員長)**

どうでしょうか。相談は多分あると思うん  
ですけれど。

**(田淵主任)**

そうですね。でも、男性の方からでも女性  
の方からでも、それ以外の方からでもご相談  
は等しく受け付けておまして、私どものほ  
うではその方のご希望に沿って支援してい  
く形になるかと思うのですが、お体が男性に  
見えてしまう場合は、シェルターのご利用は  
難しいかと思えます。シェルターの中に入っ  
ていただくのに、男性の方がいらっしやると  
やはり恐怖を呼び起こしてしまうというこ  
とで、実は小さいお子さんでも、大人の男性  
に見えると入所が断られてしまうこともあ  
りまして、その方の性自認に沿った支援であ  
れば、宿所提供施設、宿泊所などにもやはり  
女性としてお入りいただくような形になる  
のかなと思えます。

**(内藤委員)**

女性専用のシェルターの場合は、一定の制  
約があるけれども、ご本人の希望に応じて対  
処するということですか。

**(田淵主任)**

そうですね。その方の性自認が女性であっ  
て、私を女性として扱ってほしいということ  
であれば、施設をご利用されているほかの方  
との関わり合いを調整させていただいて、で  
きる限りその方に沿った支援を差し上げた  
いと思えます。

**(内藤委員)**

ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

そういうのは柔軟なんですね、ある意味で  
ね。ほかのところに、例えば別途分けて例え  
ば宿泊所を用意するとか、そういうこともあ  
り得るということですよ。

**(田淵主任)**

そうですね、施設側の。

**(石阪委員長)**

一緒にするだけではなくて、むしろ。

**(田淵主任)**

施設側もどうしても制約はありますので、  
私ども、施設側のルールと、ご本人様の希望  
されていることをすり合わせて、できる限り  
のことを差し上げたいと思っております。

**(石阪委員長)**

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

**(内藤委員)**

実際、今の話は聞く話ですね。トランスジ  
ェンダーの方、シェルターに入れるのか、入  
れないのか。

**(石阪委員長)**

うん、どうでしょう。

**(片野委員)**

すみません、2点あるんですが、まず1点  
は、各相談件数の中の年齢というのを知りた  
いなと思ったんです。大体、相談に来る年齢  
が一定の年齢に集中しているのかどうかと  
いうことをちょっと3部署にお聞きしたい  
んですけれども、よろしいでしょうか。

**(石阪委員長)**

これは今、恐らく数字はお持ちではないと  
思うんですけれども、大体の感覚でよろしい  
と思うんですが。

じゃ、まずは担当課さん。

**(田淵主任)**

大体20代、30代の方が4割ぐらいです。40  
代、50代が同じく4割。それ以上の60代以上

の方が2割といったところかと思います。

(片野委員)

10代というのは。

(田淵主任)

10代は、そうですね、こちらに相談に来るのは10代後半の、あと少しで20歳になるという方ですとか、一度結婚されて、お子さんをもうけていらっしゃる方になりますので、10代の方もございますけれども、すみません、60代以上の方が1.5、10代の方が0.5ぐらいです。

(石阪委員長)

恐らく年齢としては大体20歳前後からということですね。

(田淵主任)

そうですね。

(石阪委員長)

上ということですよ。

はい、いかがでしょうか。

(高橋課長)

こども家庭のほうでございます。先ほどクリップ留めの資料をちょっと外していただいて、要保護児童対策地域協議会の資料というのを1枚開けていただきまして、右上のグラフが年齢別になって、私どもの年齢は、子どもを中心にさせていただきますので、子どもの年齢別で、虐待種別にしてある棒グラフになっております。

概要を申し上げさせていただくと、6割が未就学児です。ということは、裏を返すと、その親御さんというと大体それなりの世代の方というような回答かと思います。

あと今、10代というお話があったんですが、10代の女性が妊娠したような場合というのは、妊娠したからって虐待にはならないので、ここのカウントには入っておりません。衛生部が所管になっておりますが、特定妊婦、ちょっと心配な妊婦さんというようなところ

で、保健師が関わっている部分だけじゃなくて、ちょっと私どもの支援もというようなところだとすると、私どもの家庭支援、一部対応させてはいただいているところです。

年間件数として、ちょっと数字がないんだけど10件ぐらい、10代の妊娠。10から20ぐらいでしょうか、そんなような数字でございます。

(石阪委員長)

じゃ、数としては圧倒的に未就学児の親世代ということですね。

(高橋課長)

はい。

(石阪委員長)

いかがでしょうか。

(明石係長)

区民参画の女性相談の事業は、最初、寺島が申し上げたとおりに、カウンセリング的な意味合いが強いので、半分以上は継続案件で、新規案件というのは割合的には少ないんですけども、私のはっきり何歳、年齢を持っているわけじゃないので今はっきり申し上げられないんですけども、印象としては、40代、50代の方が継続的にDVに悩まれているというか、些細なDVでもうちはカウンセリングとして、そこで解決するような問題も扱っておりますので、40代、50代、それから20代、30代に関しては新規の部分が多いのかなという、あくまで印象になってしまうんですけども、そういうところです。

(石阪委員長)

逆に言えば、それより上は少ないということですかね、60代以上。

(明石係長)

60代、70代というのは、そこまで、うちのほうでは。

(石阪委員長)

恐らく、だからそういう意味で似ています



ね。

(片野委員)

似ていますね。大体同じようなパーセンテージかなと思いました。

もう1件、デートDVにいたく関心があります。これ、今日いただいたもので、これはどういうところに実際お配りになっていらっしゃるのかということをお教えいただけますか。

(石阪委員長)

これは所管で、区民参画推進課ですね。

(寺島課長)

これについては区民参画のほうで、出前講座のような形で区内の高校だったりとかに出向くことがあるんですけども、そういったときに参考の資料とか、そういう形で配らせていただくことがあります。

あとは区内の中学校とかも、ご要望をいただければお送りをして、その学校での授業の中で生かしていただいているといった状況です。

(片野委員)

これ、非常によくできていると思ったんです、拝見させていただいて。なので、そこに高校生、中高生、今はだんだん早くなっているので、これを認識をさせておくということは非常に大切だと思ったんです。

(石阪委員長)

ただ、これは中学校、中学生を対象にしているの、高校生を対象にしているの。

(寺島課長)

中高生です。

(石阪委員長)

中高生。若干、ちょっと中と高だと、例えば中1と高3って、ちょっと違いますよね、やっぱりね。その辺が、だからこれはある意味では網羅的にいろんな情報を入れているという感じですよ。

(寺島課長)

そうです。

(明石係長)

出前講座というのが、今おっしゃられたんですけども、それは高校のほうからは、こういった趣旨で高校生たちに教えたいのでということで、趣旨を明確にしてもらって、うちのほうから講師を派遣して、実際に高校生を対象に。

(石阪委員長)

それは区内の都立だったり、市立だったりですね。

(明石係長)

そうですね、はい。昨年度でいうと、高校2校、中学校1校、計3校なんですけれども、実施しております。

(片野委員)

もっと多くのところに、受講して。

(石阪委員長)

たくさん配布してもいいですね、これね。

(片野委員)

全部にやってほしい。

(寺島課長)

区内の高校にはお知らせはしていて、ご利用くださいという形でご案内しているんですが、ご利用頂ける場合とそうでない場合があります。

(片野委員)

ネックになっていることは何でしょうか。高校側がやらないというか、積極的じゃない理由というのは。

(寺島課長)

やらないところは、後追いで確認はしていないんですけども、校内で別のカリキュラムがあって、それで代替しているのかと。

(石阪委員長)

皆さん、忙しいと言いますね。

(片野委員)

大体、忙しいです。

**(石阪委員長)**

特に今年はコロナで遅れていますので、なかなか人権学習であるとか、こういう学習、性教育も含めてですけれども、進んでいないというようなところもよく聞きますから、今年は、だからなかなか厳しいですね。出前、行くといっても。

**(寺島課長)**

今年度は、12月に足立高校のほうに出前、呼びかかっていますので、そこでデートDV、性被害の関係はやってきます。

**(片野委員)**

ありがとうございました。

**(石阪委員長)**

もし何か、どうでしょう、何かご質問、よろしいですか。

**(野田委員)**

DVで相談される方で、シェルターとかで逃げたいというところまで行く方というのは、相談の中のどのぐらいの割合ですか。

**(田淵主任)**

そうですね。すみません、件数は分かっていないんですけれども、大体10件相談があって、1件か2件というところです。

**(野田委員)**

実は、私は年金のほうの仕事もしてまして、その中で年金で、DV被害者の特別番号という基礎年金番号を特別な番号に振り替えて、その方の情報は絶対に流さないというような番号があるんですけれども、福祉事務所さんからの相談を受けて、この方はDVですという方がたくさんいらっしゃるんですけど、番号を振り替える方というのは、まだ1人2人ぐらいしか会ったことがないんですね。なので振り替えたらどうですかということを行うことができるんですが、全くそういったことはされていないように見受けられ

たので、そういう逃げなきゃいけないというぐらいひどい人が、どのぐらいいるのかなと思って、ちょっと今お尋ねしました。

**(田淵主任)**

今は勤務される方のほとんどが職を失うことになりますので、すぐ生活保護のご申請をしていただくことが多いんですね。そうすると生活保護受給中は年金をお支払いできないので、免除の手続はするんですけれども、そのときに、すみません、私の不勉強で申し訳なかったんですけども、番号の振り替えなどを教えることは存じ上げなかったもので、そこまでの手続は取っていないということはあるかと思います。

**(野田委員)**

追っかけられると大変とかいうような方で、その情報を絶対もらしたくない、被害に遭わないようにということで、番号を特別な番号に振り替えて、要注意ということであるんですけど、それがなかなかなかったもので、そういうのを使ってみられてもいいかと思いました。

**(石阪委員長)**

ありがとうございます。どうでしょうか、もしあれば。

**(小川委員)**

大変深刻な状況を数字の上でも拝見しまして、なおかつこの数字の中に吸い上げられていない、自分がDVということまで意識をされていない方も、恐らく相当数いらっしゃるんでしょうね。こういう人たちの、あなたはDVなのよというような教え方というか、自覚をさせられるような、それを自覚することによって生活や自分が変わるわけでしょう。そういうようなこと、その吸い上げ切れない人、吸い上げても救えないんですけれども、吸い上げ切れないような人たちへの対処の方法も、当然のことながら、水面下ではや

っておられるわけですね。

**(石阪委員長)**

恐らく相談があったときに、本人はDVだと思っていないけれども、これはDVじゃないかとなったときに、どういう対処をするかという、そういうことでもあると思う。気づきを与えて支援をしてあげなきゃいけないということですね。

**(小川委員)**

そう。そこが、でも、行かれる方はまだどうかなって、半信半疑で一応行かれる。だけど、そこまでもいかない方で、見るからにというような生活とか、経験をされている方がいらっしゃるようなときに、我々は手だてはできないし、そういう方を自覚させられるノウハウというか、そういうものってあるのかな。当然のことながら、何か対処はしているからいらっしゃるかなとは思いますが、そういうことですね。

**(石阪委員長)**

恐らく、1つは通報ですかね。周りからの、恐らく子どもなんかは多分多いと思うんですけど、ほとんどのケースが通報じゃないですか。どうですかね。

**(多田係長)**

児童虐待からこちらのほうで対応している中で、お母さんももちろん心理的なところ、経済的なところ、完全に父親からの抑圧があって、お母さんは、児童虐待もそうだけれども、お母さん自身も明らかにDVですよというふうに伝えることが、ままあります。

なかなか、そのこのほうの、自分がDVをされているというところに至らない場合は、今の男女共同参画さんでやっているカウンセリングとかと一緒に同行でつなげたり、予約を取ったりして、少しずつなんですけれども、自分が被害者だということをお伝えできるようにしています。

**(石阪委員長)**

あとは、アウトリーチみたいなのはできないわけですね。基本、これはあくまで相談があって初めて動かれるわけで、例えばこれは危ないなということは分かっているんだけど、自ら行くというようなことは、行政としてはなかなか支援はできない。

**(多田係長)**

通告があれば、そこは児童虐待の場合は、もう。

**(石阪委員長)**

あり得る。

**(多田係長)**

そうですね。

**(石阪委員長)**

DVの場合も、それはなかなか難しい。ご本人からの相談じゃないケースで、行政が出ていくというのは多分難しいですね。

**(渡邊課長)**

基本的にはご相談があって、それで動くという形ですね。

**(石阪委員長)**

そうですね。ましてご本人じゃないと難しいところですね、そうするとね。

**(高橋課長)**

1点、ちょっと余計かもしれないんですが、DVがあって、どちらかが警察通報してというような事例なんですけど、お子さんがいない場合はないんですけど、お子さんがいると、大体お子さんの前でけんかは心理的虐待だということで、それって、大体警察のほうで児童相談所のほうに、いわゆる心理的虐待の事例ですよという通告を積極的に警察がするようになっていきます。その一部が今、区のほうに逆送致とあって、本当は児童相談所が受けたから児童相談所がやらなきゃいけないんだけど、それを一部区のほうにやってくれというような形で、区のほうで扱っている

ような事例があります。ある意味、警察から来るのというのは、かなりその事例が多いものですから、そういった中で今一部、ちょっとDVチックなものがあるんじゃないかというような、今、多田が話したような事例になっているかなと。そういう意味では、警察がどんどん児童相談所に通告するようになったので、少しは表には出るようになっていくのかなというふうな印象を持っております。

**(石阪委員長)**

だから、そういう意味では。どうぞ。

**(高祖委員)**

1つだけ。何かちょっとお願いベースになっちゃうんですけども。結局、親になってからのDVですよ。子どももそこから暴力を学ぶ。相談があれば救えるんだけど、本人の自覚とか、あと、そもそも暴力を振るう側も、暴力はいけないという意識がないので。だからそこは教育が必要になると思うんですね。

だからこそ、その教育というところで、さっきの、去年3校というようなところで、やっぱり学生時代に暴力、デートDVなんかはとっつきやすいとか、分かりやすいことだと思うので、そこをすごく何か、本当に必須にしてほしいぐらいです。学生時代にちゃんと学んで、親になって、結婚するというようなことになれば、自分が暴力を受けるべきではないとか、受けることはおかしいことだよとか、助けを求めなきゃいけないという意識づけにもなるかなというふうに思っています。だから学校の、足立区でやるから、足立区のところだけですけれども、まずは学校で、それを本当に広げていただけるようにぜひ頑張ってください。

**(石阪委員長)**

あと、今その授業でやるだけじゃなくて、

これを中高生が見るよりは、どちらかという紙よりは、僕はどちらかというスマホで見るケースが多いと思うので、アプリにするとか、あるいはこういう情報をスマホの中に入れて、自分でばーっと見れるような、それを啓発するというやり方もあるのかなと。

**(高祖委員)**

そうですね。それ、多分、そういうのって、どこかがつくっているんじゃないかな。

**(石阪委員長)**

いや、完全にスマホですね、今の子はね。

**(高祖委員)**

イエス・ノーで答えていたら、それはデートDVですよとか、何かこういうときにこういうふうに使われた、言いましたみたいな、何か脅してくるような、それだったら、もうおまへの何かこれをばらすぞと言われてましたみたいな感じで、選んで、ぼちぼちって、そういうゲームっぽいものがみんなすごく好きなので、それを何かサイトとかにしたい。あと、足立区もラインニュースとか始めているので、そういうのに載せていただけるといいかと。あれもまだ登録者がまだ少ないと思いますが、多分今増やそうとしているところだと思いますけれども。

**(石阪委員長)**

確かにこれを見ると、電話番号が後ろに書いてあるんですけど、恐らく今の10代の子が電話をするということは相当なハードルだと思うので、そういう意味では例えばもうちょっとSNS、これ、どうでしょう。実際そうじゃない。

**(添田委員)**

私は、SNSをすごい使っている。ツイッターもやっているし、インスタグラム、ライン、多分ほとんど使っていると思うんですけど、そういった中でアプリを落とすというのは、まずハードルはかなり高いのと、開発費

用がすごいかかるので、アプリはあまりいい考えではないと思っています。

**(石阪委員長)**

どうでしょう、例えばこれを啓発するのは。

**(添田委員)**

ツイッターとかだとやっぱり広告は、タイムラインの中に広告がちょっとずつ入ってくるので、それはかなり目につきやすいです。あとラインも今、トーク画面の一番上に広告が出るようになっているので、そちらも一番上に入ってくるので、かなり目につきます。

**(石阪委員長)**

むしろ広告みたいな感じで載せたほうがいい。

**(添田委員)**

広告的なもので啓発したほうが、多分ちょっと、あれおかしいなと思っている子は、気になったら、もうワンタップで見れるので、そっちのほうが絶対に啓発としては効果はあると思います。アプリは多分落とさないと思います。

**(石阪委員長)**

アプリは落とさない、今。

**(添田委員)**

はい。

**(石阪委員長)**

僕もアプリはちょっと、しかも大変ですよ、開発するのもね。

**(添田委員)**

すごい開発料がかかるので、結構きついんじゃないかなと思います。

**(石阪委員長)**

そうか、広告を使うというのはいいかもしれないですね。

**(片野委員)**

あとはユーチューブ。

**(石阪委員長)**

ユーチューブ、だから見るかどうかですね、

動画を。

**(片野委員)**

そうです。結構、今見たら、検索したら、ほかの自治体はホームページでチェックリストを載せている。

**(添田委員)**

そもそも検索をしないと思うんです。

**(石阪委員長)**

検索をしない。

**(添田委員)**

何かたまたま、ふだんの動作の中で目に入って、ちょっと見てみようかなというレベルじゃないと、多分しないかなという、感覚的にはあります。

**(石阪委員長)**

うちも中学生いるけど、基本そうですね。ぱーっと何かやっていて、その途中に出てくるところで初めて目に触れるというね。はい、ありがとうございます。

どうでしょう、ほか、皆さん。

保田さん、ありますか。

**(保田委員)**

私は保田といいます。足立区の区内業者です。足立区在住35年になりますけど、こんなにいっぱいDVの相談件数とか、児童虐待とか、養護の件数が多いというのは初めて知りました。区役所の中にはいろんなお仕事があると思いますけれども、特に皆さんたち大変なお仕事をされているんだなと思いました。どうもありがとうございます。

区内に30数年住んで、会社も区内にあって、従業員も6割超が足立区の区民なので、まずは自分自身がこういうことがあるんだということとか、こういう事例が起きたときに、どういうルートをとっていくのかということをしつかりと自分で、もうちょっと真剣に知識として入れておいて、少なくとも自分の会社の従業員、私もそうですけれども、そ

うということがないように、もしくは何かあったときに、区役所の方に相談するなりして、未然に防ぐとかしないという、そういうような正しいことを、そういうものを小さくするとか、そんなことを少しお手伝いというか、一緒にやっついていかなきゃいけないと、そんなふうに考えました。

以上です。

**(石阪委員長)**

ちょっと時間もありますので、もしまだ5名の方質問、もしある方、挙手制でちょっといきたいと思うんですが、どうでしょう。せっかくですから。

**(添田委員)**

大丈夫です。さっき言いたいことは言いました。

**(石阪委員長)**

いえ、もしあれば、どうです。

**(添田委員)**

大丈夫です。

**(石阪委員長)**

いいですか。どうでしょう。上野さん。

**(上野委員)**

今、DVですごく盛り上がっているんですけども、夫婦のDVと子どものDVとはどのくらいあるんですか。ご夫婦のDVありますね、暴力とかいろんなのが。それはどのくらいの割合で、暴力とか言葉の暴力とかいろいろあるじゃないですか、性的な暴力とか。やっぱり言葉の暴力が一番多いのかなと思って、言葉とかの、殴る蹴るのね。

**(石阪委員長)**

内訳ですね。

**(上野委員)**

ええ。

**(高橋課長)**

今のご質問は虐待。子どもへの暴力、子どもへの虐待というふうな形で、この代表者会

議資料、1枚開いていただきまして、左下の棒グラフをご覧いただければと思います。虐待の種別ですが、まず身体的虐待、性的虐待、心理的虐待。言葉の暴力というと心理的虐待という部分は、206というような状況にはなっております。

やっぱり身体的な部分がちょっと目立つというのと、あと、この一番右側のネグレクト、育児放棄という部分なんですけど、ここの、実は341って、こんなに多いのと、先ほど言っていた件数の多さなんですけど、まずもってこの数字なんですけど子どもの数です。1つの家庭に、お子さんが2人いた場合には1件の通報、1つの家庭に関わる中で、ここのカウントは2になります。なので、電話の数とかではないので、そこのところは、実際かなり少なくちょっとイメージいただいてもいいのかなというのと、ネグレクトが多いのは、実は1歳6か月健診とか3歳児健診に来ないお子さん、以前、居所不明児が課題になって、そのお子さんについて、いわゆる健診に連れてこないのがネグレクトという位置づけの中で、それをカウントしているんです。実際はそれは、かなり外国籍のお子さんで、実は日本にいないんでという、300のうちの3分の1とか半分ぐらいはそういうものになりますので、そういった意味では、それはいないだけなので、実は虐待のカウントには入れているんだけど、内容的には皆さん、お察しいただいているようなレベルというふうにお考えいただければ。

虐待、虐待といっても、全てが全て重いわけではなくて、一定程度認識してもらうことによって、親御さんが十分変わる方というのはほとんどの方なので、やっぱり認識してもらう。さっきDVについての認識がというところがありましたけど、児童虐待についても、自分の関わり方の不適切さに、認識

してもらおうということが必要なのかなというふうに考えております。

**(上野委員)**

でも、外国人の場合は、ある程度皆さん、言葉が分からない人が多いんですよ。うちにもいますけども。そういうのはきちんと、ちょっと日本語を教えるとか、周りの人がね。こういう手紙、子どもが生まれたら、こういうことをやっているから行っているとか、ちょこちょこお話ししてやると、そういうところも違うんじゃないかと思えますね。

日本人、若いお母さんたちは意外と今、知識はあっても、分からない人が多いんですよ。そういう点もあるから、大人の人がどんどん周りの人、あるいは地域の人が教えてやると、とても違うんじゃないかと思うんですけどね。

**(添田委員)**

多分、今の人たちって、我慢はできないことないと思うんですけど、話す場が多分少ないんだと思います、はけ口が。

**(上野委員)**

はけ口がね。

**(添田委員)**

うん。多分ご近所付き合いも、すごく薄くなっているんで、そこで例えば、ご近所付き合いがあったら、そういうときはこうすればいいのよと言ってくれる人が多分あまりいないので、そこで。

**(石阪委員長)**

そのネットワークづくりみたいなところですね。

**(添田委員)**

そう。そういうのでちょっとつらくなる人が多くなっちゃうんじゃないかなという感覚はあります。

**(上野委員)**

だから結構昔の人に聞くと、いろいろそう

いうこと分かると思うんですよね。

**(石阪委員長)**

昔はコミュニティが多分しっかりしていた。

**(上野委員)**

昔は、近所のおばちゃんたちがうるさい人いっぱいいましたから、こうよ、ああよというろいろ教えてくれたけども、今はそういう人がいないんですよ。隣のご飯の匂いもしないぐらいですからね。みんな閉め切っちゃっていますからね。そういうのも多いと思えます。

以上です、すみません。

**(石阪委員長)**

猪野さん、いかがですか。

**(猪野委員)**

すみません。ちょっと2点ほど、ささっと。

1点は、ちょっと私もかつて聞いたことがあった話だったんですけど、そのシェルターか、もしくはそのシェルター的なところに避難した、DVを受けてそういうところに避難された方がいらして、実際に避難できたという、その手続的なところはよかったですけど、逆にそこの一時的に住んでいたところにいた職員さんからの何か接せられ方がすごくきついか、そんなような差別的というか、何かちょっとそんなようなことを聞いたことがあって、実際にそういうような内々の問題というのは起きたことがあるのかどうかということが1点と。

もう1点は、相談はあまり高齢者はないということだったんですけど、実際には事件とかも結構起きているので、子どもの通報は結構割と一般的に皆さん知られていると思いますが、高齢者の家庭内のDVとか、そういうのを知ったり見た人が、実際には通報してくるという例はあるんでしょうか。どこに通報とかされるんでしょうかというのをち

よっとお聞きしたいんですが。

**(石阪委員長)**

まず1点目、職員さんの問題の対応ですね。

**(猪野委員)**

入ったところの対応が何かすごくひどくて、精神的につらくなったみたいなことを、ちょっと聞いたことがあったんですけど。

**(石阪委員長)**

これは例えば、区内で問題になったことってありますかね。

**(田淵主任)**

私が存じ上げている範囲では、ございませんね。ただ、担当の方がちょっと人柄的に合わないので変えてほしいというご要望があったときは、その都度対応していただいておりますのと、現在は宿所提供施設、宿泊所、特別区人事構成組合が運営しておりますが、第三者委員会を入れておまして、必ず通報窓口のご案内を差し上げておりますので、何かあれば、現在は通報体制が取れております。

**(猪野委員)**

ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

あと2点目ですけれども、高齢者。

**(田淵主任)**

はい、高齢の方の場合ですね。多いパターンとしましては、地域包括支援センターにご相談いただくこともありますし、実際にちょっと窓口で相談できるから来ましたということで、何かしらで情報を得られて、直接、福祉事務所にいらっしゃる方もおります。ただ、ADLが自立していらっしゃらなかつたりですとか、認知症の方などは、高齢者の虐待担当部署がまた別にございますので、そちらのほうに対応を依頼することもございます。

**(猪野委員)**

それは福祉事務所の中に、そういう高齢者

対応窓口みたいなのがあるんですか。包括のほうに。

**(田淵主任)**

地域包括のほうを担当している高齢者の担当部署がまた別にございまして、そちらのほうが。

**(猪野委員)**

そちらのほうにつなぐ形になるんですか。

**(田淵主任)**

はい、包括とつながっていますので対応しています。

**(猪野委員)**

件数はそこそこあるんですか。そんなにはないんですか、そういう数。

**(田淵主任)**

私の体感ですと、1.5はいらっしゃるかなというところで、つい先日も70歳のご婦人からご相談をいただいております。

**(猪野委員)**

はい、ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

いかがでしょうか。亀田さん、いかがですか。

**(亀田委員)**

DVの状況を教えていただいてありがとうございます。多くの方が被害に遭われている中、コロナでそんなに増えていないと安心しました。しかし、それ未満という方がいらっしゃるということで、大変勉強になりました。私からの質問は、特別定額給付金という制度があったかと思うのですが、このDVの被害に遭われた方で、そういったものをきちんと受け取れなかったであるとか、そういう具体的な事例があったのかというところを教えてください。

もう1個が、避難された後にも、やはりお金の面というのが一番心配なところかと思いますが、区として、例えばその離婚とかの



裁判費用の何かバックアップとか、そういう費用面の何か後ろ盾になるようなものって、あるんでしょうか。

**(石阪委員長)**

まず1つ目、定額給付金ですね。

**(田淵主任)**

定額給付金に関しましては、国のほうから案内がありましたとおり、住所地が違う方については、避難先の自治体に申し出ていただくことで、避難先の自治体のご事情を聴き取りしたものを特別定額給付金担当に渡しまして、個別案内を差し上げております。

ですので、私のほうにも今まで自力で転居されて、特に行政の助けは必要ありませんでしたので、今まで相談に来ませんでしたという方も何名かいらっしゃいました。

そういった方もご相談いただきまして、全て無事に給付できたということで、担当課から伺っております。

**(猪野委員)**

ありがとうございます。

**(田淵主任)**

2つ目の避難後のことなんですけれども、まず裁判費用に関しましては、資金のない方については、法テラスのほうでご利用いただくことが可能です。生活保護を受給されている方でしたら、原則無料でお使いいただけますし、資力が少ない方に関しては毎月5,000円ずつお支払いいただくという方法も取れますので、裁判に関しましては、そちらの制度をご利用いただくことができるのが1つと、生活状況が安定されない場合は、その地域で生活保護のご申請もご案内を差し上げております。

**(亀田委員)**

ありがとうございます。

**(石阪委員長)**

よろしいですか。

ほか、何かもし、よろしいですか、最後。

ちょっと時間、延長しましたけれども、以上をもちまして一応前半、児童虐待についてのヒアリングを終了させていただきます。

長時間にわたりご協力、どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦、休憩を取らせていただいて、20分から、じゃ、第2部のほうですね。ワーク・ライフ・バランスのほうをスタートしたいと思います。

(休憩)

### 3 重要課題に関する自由討議・意見交換

**(石阪委員長)**

それでは、少し早いですけど、皆さん戻られたようですので、第2部というんでしょうか、始めたいと思います。

続いては、事項書の2の(2)ですね。ワーク・ライフ・バランス推進認定制度、こちらについて、区民参画推進課からまず説明をお願いしたいと思います。

**(寺島課長)**

では、区民参画推進課です。改めまして、よろしく申し上げます。

ヒアリングシートに沿って、簡単にご説明を申し上げます。

ワーク・ライフ・バランスの推進認定企業数の推移というところでは、(1)のところに書いてございます。ここ5年間ぐらいのところですね。この制度自体は、元年度に制度が切り替わってしまっていて、後ほどそちらについてはご説明を差し上げます。

あと、添付の資料といたしまして認定企業、どんな企業さんが認定されているかという資料のほうもつけさせていただいております。これも27年度から平成元年度までというところで、企業名を載せたものが資料としてついでございます。

あと、実際に推進企業に申し込まれた方々が、申し込まれた、どういったところが魅力でしたかというようなところで、お話を幾つか伺っております。記載にありますように、やはり人材募集のところでメリットになるのではというふうに感じられたですとか、やっぱり企業にとってワーク・ライフ・バランスが、企業の成長にとって必要であると感じたというふうにお答えいただいたようなところもございますし、非常にやはり前向きに受け止めていただいて、取り組んでいただいているのかなというふうに思っております。

あと、広報、周知の関係ですけれども、募集の際は募集のチラシを作成しております。区内1,600社をピックアップしまして、そちらにお配りをさせていただいたりですとか、あとは区内の保育園、幼稚園、ハローワークさんですとかにもご協力をいただいて、チラシをお配りしています。

あと、いろんな関係団体、法人会さんもそうですけれども、そういった法人会さんでしたりとか、あとは成和信金さんとか、あとは区内の東商さんとか、いろいろ関係団体がございますので、そういったところに出向いて、ご説明をして、またチラシのほうを配付させていただいたりという形で、周知のほうはしているところになります。

実際認定を取っていただいた企業さん方のPRというところにつきましては、区のホームページで認定企業さんをご紹介をさせていただいたり、ハンドブックを作成しておりますので、そちらに載せさせていただいているところです。

あと駅頭などで、ビュー坊テレビという形で区の情報を流すディスプレイがございませけれども、そちらでも認定企業さんの簡単なPR、広告を流させていただいているというところになります。

それ以外にも認定企業になっていただいたときのインセンティブというところでは、こちらも応援サービス一覧という形で追加資料を席に置かせていただいておりますので、こういった一般企業融資の優遇だったりですとか、星の数に応じて様々な応援サービスが利用できますよというところで、ご案内をさせていただいているところです。

裏面をおめくりいただきまして、(4)のところの、認定基準や認定制度というところになります。ワーク・ライフ・バランス、今回見直しをした中で、この5つの分野に整理をさせていただいております。これまでは、こういったものを全てを全部一気にクリアをして、あとは労働条件の法的審査というものもあるんですけれども、それらも全てクリアした上で認定という形になっておりました。

今回、5つの分野に整理をさせていただきましたので、その分野ごとに取り組んでいけるような形になっています。極端な話、1つの分野からでもできますので、1つの分野をクリアすれば1つ星認定、平たく言えばそういった形になります。星の数、認定の分野数を増やしていただいて、労働条件の法的審査もクリアしていただければ、最終的には三ツ星の認定になるといった形になります。

こちらには、実際に企業さんから申込みをいただきまして、そのお申込みしていただいたときのチェックシートがありますので、それに基づいて、我々職員のほうが企業さんを訪問いたしまして、ヒアリングをして、実際のところどうなのかというところを確認させていただきまします。その上で、外部委員も含めました審査会に諮った上で、じゃ、この企業さんは幾つ星認定でよろしいですねという形での審査会を経て、認定という形になっているという流れになっております。

簡単ですけれども、認定制度の大まかな説

明は以上でございます。

(石阪委員長)

今のところは、だから全体としては何社なんですか。そうすると80……

(寺島課長)

現在85社、認定で、今年度新規申請は、今16社いただいているところになります。

(石阪委員長)

ということは、もうすぐで100は超えそうかな。

(寺島課長)

今回の認定で、恐らく100は超えるのかなというところですよ。

(石阪委員長)

恐らく、これは当初は相当少なかったんですけども、この間の取組で100を超えるまで来たということですが、ただ、全体の事業数から見れば、当然のことながら非常に少ないということもあって、今後も数を増やしていかなきゃいけない。

そうなったときに、この基準とこの選定の方法でどうなのかということはもちろんですし、それから業種でいうと、やっぱり福祉とかが多いんですか。数としては、医療福祉が。

(明石係長)

21ほどあります。

(石阪委員長)

3分の1が医療福祉なんですかね。

(寺島課長)

4分の1ぐらいです。

(石阪委員長)

4分の1ぐらい。

(寺島課長)

はい。

(石阪委員長)

建設、サービスとか施設関係その辺りだと思っんですけど、そういった業種のばらつ

きも、医療はかなり多いということですが、これ、まず実際になってた。例えば保田さんのところは、実際になって、何らかのメリットとか、これはなって、こういうところがよかったというのが何かもしあれば。あまりないというんだと、なかなか今後の啓発は結構難しいんですけど。

(保田委員)

なってよかったというのは、一番いいのは、私も含めて、社員さん、家に帰る時間が早くなりました。

(石阪委員長)

認定企業になってということですか。

(保田委員)

はい。

(石阪委員長)

これは結局、認定企業になることを目指して時間を短くしたという。

(保田委員)

経緯としては、ある日突然、参画プラザの方から連絡があつて。

(石阪委員長)

ある日突然来たんですね。

(保田委員)

それで、ちょっと面談したいんですけど行ってもいいかと言われて、そのとき、たしか3人か4人ぐらいお見えになったんです。実は足立区で今度こういうことをやろうと思っただけで、おまえのところの会社、何か面白そうな会社だと人から聞いたんですけど、やってみないかと言われて始まったんですね。

当時はワーク・ライフ・バランスと、もちろん重要なんだけど、ワーク・ライフ・バランスをやるためにコンサルタントをただで入れてあげると。それで、なおかつ、あとは就業規則とかそういうものに対しても全部、専門家から指導してあげると。ワーク・ライフ・バランスを実現しても、会社の業績

が悪くなれば意味はないので、そういうことも含めて指導してあげるけれども、それ全部ただだよと、やってみないかと言われて、始めたんです。

そのワーク・ライフ・バランスの取組だとか、それから、それでも業績を落とさないためのコンサルタントさんとの話合いとか、私は一切入れないんです。私は一切入らないです。あくまでも社員さんと、そのコンサルさんがやって、それを私に提言してくるような形を取って、例えばやったんですね。そんなことです。

あと、ただ、やはり、この会で何回かお話ししましたがけれども、やはり女性にとっても男性にとっても働きやすい職場というのは、つくっていかなくてはいけないというふうに思っていたものですから、随分前にお話ししたと思いますけど、足立区の事業所って本当に、前にもお話ししましたが、男性と女性のトイレが一緒とか、そういうのが当たり前だったり、女性が着替え、制服がある会社なのに更衣室とかロッカーがないとか、そういう会社がたくさんやっぱりあるんですね、私が知っている限り。そういうことをきちんとしてあげないと、女性も男性もなかなか応募してくれないだろうということもあったものですから。

そういうことと併せて、会社の業績を落とさずに、単純に言うと仕事の時間を短くして、社員さんたち、私も含めて、自由に使える時間を多くするというのを10年、平成21年ですから、もう10年やってきていますけれども、実質として、当時その頃は10時半ぐらいに帰れると今日は早いねというぐらいだったんです。もちろん女性はそんなにいませんから、男性ばかりでしたけれども、今は6時40分ぐらい、遅くとも、には誰もいなくなりますかね。大体、私が朝一番に来て、鍵開けて、最

後鍵閉めて帰るといのが多いんですけれども、それぐらいで、当時は年度が変わるごとに、業績がどうだったかということ結構ヒアリングされていたんですね。

**(石阪委員長)**

確かに業績が落ちたら意味ないですね。

**(保田委員)**

たしか業績、売上が幾らかとか、決算書を見せろとかで、見せたりとかしたんですけど、業績が落ちていなかったんで、よかったのは、やっぱり……

**(石阪委員長)**

それでも、多分、最初の頃ですか。コンサルが入って、それこそ。

**(寺島課長)**

一番立上げの頃だったので、コンサルが入りました。

**(石阪委員長)**

これは、かなり丁寧ですね。そうするとね。

**(寺島課長)**

はい。今でも社労士さん派遣、無料で派遣をして就業規則を整備させていただいたり等々はまだやっていますので。

**(石阪委員長)**

いわゆるコンサルみたいな形で入ってきていただいて、経営まで見てもらう。

**(保田委員)**

就業規則は、よその会社さん並にまともになったし、それがきちんと守られているので、著しく何か社員さんが不利益を被るということは多分ないんだと思っております。あとは、やはり社員さんたちが、昔から比べると自由に使える時間が多くなったというのが一番だと思いますけれども。

**(石阪委員長)**

そういう意味ではもう社風自体も変わりましたし、中の働き方自体が変わったという

ことで、非常に成功したケースなのかと思うんですけど、これが恐らくもう10年も前の話ということですから、この間、制度をどんどん変えていく中で、数はこれだけ増えてきたということにもなるんですけど、今はどちらかというところと自己申告みたいな感じですかね。自分で会社のほうがチェックをして、申請して、許可されれば入るといいます。コンサルみたいなことまではあまり。

**(寺島課長)**

実際出していただいた中で、これだとちょっと認定まで届かないなというのは、社労士さんに中を見ていただいていますので、そこでやり取りをしてということがありますし、実際にチェックしていただいて、申し出たもので、必ず職員が会社のほうに伺って、実際の状況を見せていただいて、聴き取りをして、審査会にかけるといってプロセスを踏んでいます。

**(石阪委員長)**

場合によっては、ここを改善しない限りは星がもらえないということもあるんですね。

**(寺島課長)**

そうです。それぞれの分野の中でも、これを落とす目撃点でしょうということ、ポイントがありますので、そこがクリアできないと、やっぱり認定には至りませんので、そこはキャッチボールさせていただきながら、改善をして認定につなげるという形になります。

**(石阪委員長)**

ということで、100を超えるところまで来たということで、ちょっとまた企業の方に、小川さん、どうですか、このシステムですけど、かなり会社としてはメリットは。

**(小川委員)**

今お話を伺ったら、特に当社は制度ができたばかりの頃のご指導というのか、対処だっ

たので、コンサル、そういう費用が全部無料だということは、すごく、きっかけがあればメリットでしょうね、最大のね。

**(石阪委員長)**

なかなかそれ、コンサルを頼んだら物すごいお金になりそう。

**(小川委員)**

そうですね。そういうのは、みんなオーナーさんははじきますからね。そういったときに、けど今はそうじゃなくてというところに来ているわけですね。なかなか、全て無料というわけじゃなくて。

**(石阪委員長)**

ただ、社労士さんは派遣はあるんですね。

**(寺島課長)**

社労士さんは、はい。就業規則、うち全然整っていないんだけど、どうしたらいいですかというところのご相談から受けて、じゃ、社労士さんを入れて、きちんと整えましょうかというところはできますので。

**(小川委員)**

そこに行き着くまでが結局、足立区の場合は中小企業さんが多い。ほとんどでしょう。そうすると、そこまでの時間的な配分で、じゃ、相談をさせてください、相談を受けますというような準備がなかなか、日々に忙しさに紛れて、なかなか食いついていけないんですね。そこに大きな問題点。何でもそうですけれどもね。

**(石阪委員長)**

例えば、この企業、結構宣伝していただいていますね、いろんなところでね。

**(小川委員)**

結構というほどではないんですが。

**(石阪委員長)**

これ実際、食いつきはあまりよくない。どうでしょう。

**(小川委員)**

食いつきはね、何なのという意見は、あの……

**(石阪委員長)**

やってみようということにはあまり。

**(小川委員)**

まだきていませんね。それで、あいにくなことながら、このコロナ禍に今年入りましたでしょう。私がここに来てさせていただいて、一応、会報誌の中を通して、理事会でもご説明を差し上げたんですが、じゃ、何回も説明をというような段階のときに、今年がこれ2年目になりまして、それでコロナ禍の状況ですから、私どもの会社もいろんな活躍する場所を全部中止しているんですよね。そんな中で、会報誌に織り込んでお渡ししたということは、今年の9月号も2冊お持ちいたしましたんですけど、皆さんに見ていただくと分かりますが、ただそれだけの働きしかできていないんですね。

そういう中で、ちょっとこれは何ですかと事務局に、反応はまだないですね。

**(石阪委員長)**

これに載っているんですね。これね。

**(小川委員)**

そういうことです、はい。やっぱり、ただ入れました、どうだろうと関心を持つ、それほどの困っているというか、何というか、今ここで改革、何かをしなければ、うちの会社はと思っておられるオーナーさんは結局、少ないんじゃないかなと。順調に来てしまえば、なおさらのことですよね。

今は景気が悪いでしょう。経済が回っていないから、景気が悪いから、こんな状況で何か改革を旗を上げて、また思うようにはいかないだろうなという、そういう懸念も働くわけですよね。ですから私のコマーシャルが足りないんでしょうけれども、うちの法人会に対しては、どうしたの、これ、とかいうよ

うな反応は来ておりません。

去年のうちは何回か理事会のほうで上げさせていただいて、それで、もし何かご相談というか、1つでも気になったことがあれば、担当者が来て説明いたしますからぐらいのことは申し上げてはきたんですけれどもね。

**(石阪委員長)**

ちょっと野田さんに、先に伺ったほうがいいかな。例えば、どうでしょう、会社は今、非常にコロナの状況で、多分こんなことをやっている状況じゃないという話も多分あるんじゃないでしょうか。経営が傾いている中で。そのときに、例えばあえてこのワーク・ライフ・バランスをすることによって経営を立て直せるとか、あるいは人を確保できるとか、何かそういうようなプラスにつながるような進め方というのは、なかなか難しい。経営の再建であったりとか、働き方を変えることがむしろ今後の企業の成長につながるんだみたいなアドバイスは、なかなかしづらいですか。どうですか。

これはなかなか、そういう意味では、今厳しいんですね。このままコロナの時期に、このワーク・ライフ・バランス、それどころじゃないでしょうと言われると。

**(野田委員)**

ただ、今、在宅勤務とかが増えてきた部分があるので、全体的に見直しをしなきゃいけない時期にはなっているので。

**(石阪委員長)**

そうですね。働き方自体を見直すべきだという。

**(野田委員)**

そうですね。今これをしなきゃいけないということと、ちょっと違ってくるんですけども、それも含めて、いろんなことを今変えていかなきゃいけない状態ではあると思います。

**(石阪委員長)**

そういう意味では今、基準がどちらかというところとコロナの前の話ですから、今後例えば働き方を変えたとしたときに、基準自体を例えばウィズコロナの時代に合わせて、例えば在宅勤務を取り入れるとか、そういうようなところかな。

**(高祖委員)**

今、本当にまさにおっしゃったところの在宅勤務になったときの、その評価制度をどうするかとか、あと社労士さんが無料で入ってくださるとするのは、結構、就業規則自体が、小さい企業なんかはちゃんと整っていないようなケースも多分あるんじゃないかと思うんですね。

だから、本当にそういう企業に届くようにするというか、何かそういう企業が集まると必ず来るところってどこかなと思って。例えば、税務申告時期のところにチラシを置いておくのか、何か帰りに必ずもらうとか。社労士さんが無料で入ってくれるって、すごく多分魅力的だと思うんです。社労士さんだって雇ったり、でも、雇わなくても、チェックしてくださいというだけでも結構お金がかかっちゃうので。だから認定企業をもちろん増やしたほうがいいんだけど、どちらかというところと底上げも必要。だから、何か結構困っているというか、ちゃんとやったほうがいいよという企業に対して、こういうのがあるからぜひ使ってくださいと呼びかけたり。全体のその働き方をよくしていくことが必要だと思います。あとは、コロナだから在宅が増えたりとか、大手なんかは本当に転勤とか単身赴任とかはもうやらないとか、在宅を基本にして、どうしても行かないきゃいけないんだら、会社に出ないきゃいけない理由を言いなさいぐらいのことにしている企業も今出てきているんです。だから、そうすると働き方自体が変わるので、またその就業規則の考

え方とかをどう整理したらいいのかというのが多分、社労士さんとかにも相談しながらというところも、すごく必要になる。

だから、ちょうど今そういうニーズは多分たくさんあるんじゃないかと思います。

**(石阪委員長)**

1つは、だから数を増やすということもそうですけど、底上げと今お話がありましたけれども、クオリティを上げるというか、それぞれの企業の。

それから、もう一つは、やっぱりコロナをむしろある意味では逆手に取られて、どうやってこのメリットを生かしていくかということですよ。働き方そのものを変えていくというような方向に変えられるかどうか。

**(小川委員)**

すみません。私もお話の中で気づいたんですけど、法人会では新しく会社を設立した方に、新規会員さんに、説明会というのがあるんですよ。そういう中に来られて、この制度を説明なさって、逆にずっと継続している企業さんじゃなくて若い方、これから会社の制度を整えようとしていらっしゃる方、そういうところにつけたほうが、確率は高いかなと思いますよね。

**(石阪委員長)**

確かに創業とか、創業支援と結びつけると面白いかもしれないですね。これにご賛同いただいている方は、いろんな支援が受けられる。創業のときのね。

**(小川委員)**

そうですね。

**(石阪委員長)**

面白いですね。

**(小川委員)**

足立成和さんやなんかも名乗りを上げていますでしょう。ですから、そういうのも含めて、いろんな優遇策も知ることができるし、

なおかつ、立てたばかりだから、制度をきちんとしておけば、もっと大きくなったときに楽だし、社員さんも募集しやすいしと、いろんなメリットが、若いオーナーさんに、若いかどうか分かりませんが、新設されたばかりの人たちは燃えているわけですから、いろんなことに聞く耳、やる気を持っているわけですよ。そこに立ち会って、ご説明とかの機会を持ったほうが、もっといいかなと思います。

**(石阪委員長)**

今これ、ターゲットはどちらかというのできている会社だから、既にある会社を回っているということですが、これはまた別の切り口ですけど。

**(寺島課長)**

そうですね。一口の新しい切り口かなと思っていますので、参考にさせていただきたいと思います。また小川委員ともご相談して、そういう機会を与えていただければ、ぜひ。

**(小川委員)**

ええ、うちのほうも、今はどうかですけども、今までは、そういうふうの新設さんの会社さんの説明会がありましたので、そこにちょっとお時間を30分ほどとかというふうな対応も、上に審議を求めればできるかなとは思いますがね。

**(内藤委員)**

質問ですけど、このヒアリングシートの(3)のところにインセンティブの話があって、応援サービスを利用しているとあるんですが、そのときにもしかしたら触れられたかもしれないんですけど、令和元年度の応援サービスガイドという足立区のを見ますと、結構いろんな応援サービスがあるんですね。例えば一部の区契約における業者選定での評価は三ツ星で優遇しているといったところもあるんですが、これはどれぐらいの活用が

あるのか分かりますか。

**(寺島課長)**

ちょっと今手元にございません。

**(石阪委員長)**

応援サービス、星1つ2つ3つで、1つはあまりないですね、実はね。3つになると。上から見ていくと。

**(内藤委員)**

3つ目以降、3、4、5と。

**(明石係長)**

例えばなんですけど、9番の男女参画プラザ施設の無料貸出しというのは、年に四、五回ぐらいのレベルなんですけれども、認定企業さんの無料で貸し出し、なかなか会議のスペースって、今なかなか取れないので、無料で貸し出しするスペースが提供されるということで、年に四、五回ほどなんですけれども、利用はいただいております。

**(石阪委員長)**

あとはどうでしょう。例えば、よく利用され。

**(明石係長)**

あと、契約過程については、ここに我々のほうで数字を持っているわけじゃないので、正確な数字というのは分からないんですけども、契約過程における加点というのは、結構、企業さんにとっては大きいというお声は聞いております。

**(内藤委員)**

多分、前回も申し上げたと思いますけれども、企業にとってメリットをかなり強調したほうがいいと思っていて、そういう意味では3、4、5辺りの契約の加点というのは、特にこれからやるかもしれないというのでしたらぴっとして積極的に使っていただく。もちろんその区施設の無料貸出しというのもいいんですけど、施設を使わないとか、あとは多分、区施設なんてもともと空いていれば



そんなに高くはないんじゃないかなとあったりすると思うので、やっぱりその競争原則の加点というのは大きいかなと思いました。

あと、前回にちょっとお話が出たと思いますが、この分野別のヒアリングシートというのは、今日は資料として入っていないんですか。

**(寺島課長)**

すみません、各委員さんのお手元にはございません。

委員長さんと副委員長さんには、お手元資料にあります。

**(石阪委員長)**

私の手元にあると。ちょっといいですか。

**(内藤委員)**

各その5項目細分化した項目があるということですね。

**(石阪委員長)**

今、手元にあるのを見ると、まず経営者の取組、それから健康経営の取組、女性活躍推進、そして仕事と育児の両立、仕事と介護の両立、幾つか項目があります。職場環境整備。

**(内藤委員)**

これについて、これ、提出資料に混ぜているみたいなので、マルとかバツとか書くんでしょうか。

**(石阪委員長)**

この使い方というのは、まず企業名を上を書いて、企業の方に書いてもらうんですね。

**(明石係長)**

これは最初、企業の方に申請書と一緒に、自分の会社がどういう取組をしているか。

**(石阪委員長)**

お手元には多分ないと思うんですけど、回しましょう。こういうのが多分配られるんですね、最初。

**(明石係長)**

ご自分の企業がどういう取組をしている

かというのをそれぞれ書いてもらって、そのヒアリングシートを基に職員が直接、会社に訪問して、一つ一つヒアリングしていますね。

**(石阪委員長)**

要するに面接シートみたいな感じですね。

**(明石係長)**

そうです、面接シート。

**(内藤委員)**

今、書いてあった紙の、今テキストが書いてありますけど、あれは書いていない。

**(明石係長)**

これは申請する段階で、企業さんには書いていただく。

**(内藤委員)**

じゃ、それを書いた後の例ですね。

**(明石係長)**

そうです。

**(寺島課長)**

ここは書いてあって、どういうことをやっていますかというのを、この記入欄に書いてもらう。

**(内藤委員)**

それを具体化したものとして書いてあるんですね。なるほど。上の黒丸のところに必須と書いてあったので、それだけは必ず何かやっつけていけないと。

**(明石係長)**

そうです。

**(石阪委員長)**

そこは何かしら書かないと駄目ということですね。

**(内藤委員)**

それ以下は、それに関する取組を書き込むと。

**(明石係長)**

全体で書く項目、六、七割は超えていないと、その分野別認定はできないという形になっております。

(内藤委員)

でも、その項目はちょっと重要だと思ったんで、もし次回。

(明石係長)

はい。ちょっと今では……

(内藤委員)

いや、次回でいいです。あるいは、ちょっとネットにあるかなと思ったら探せなかったんで、ないんですかね。

(明石係長)

ネットには出ていないです。

(内藤委員)

はい、分かりました。次回でいいので。

(明石係長)

はい。

(石阪委員長)

恐らくこれは追加することも可能だと思うんですよ。例えば今後新しいいろんなことが出てくれば、どんどん追加していく。

(内藤委員)

労働者個人の働き方を働きやすい形、労働時間短縮というのも、もちろん男女共同参画について、女性労働者もプラスですけど、やっぱり前回申し上げたように、男性の働き方が異常なので、それを緩和するような、今後のというのも、この委員会からは1つ何か、多分ワーク・ライフ・バランス事業とは別の観点ですけど、あってもいいのかなと思って、その項目をちょっと拝見できればなと思いました。

(石阪委員長)

では、また別の機会、次回でも構わないので、皆さんで共有できるような形で、資料配付をまたお願いできればと思います。

(明石係長)

はい。

(高祖委員)

今のにちょっとつなげてというか、ワー

ク・ライフ・バランス推進応援サービス一覧というところで、今、内藤委員が言ってくださったこともなんですけれども、やっぱりさっきの12番、専門家派遣、社労士で年度内30万まで、中小企業診断士も1社につき5回までの派遣。ここと、あとそのもう1個上、11番、出前講座の講師派遣って、やっぱり従業員向けの研修って結構お金がかかるというか、講師料とかいろいろかかると思うので、だからそれが本当に無料だったりとか、上限はあるけれども、ある程度無料で受けられますよというのをもっと前面に出すと、本当に小さい企業なんかは、やってほしいと思うんですよ。知らなくて使わないもったいないというか。

(石阪委員長)

それこそ保田さんもそうでしたね。最初、派遣されて、コンサルみたいな形で入ってきていただく。これはかなり僕はメリットだと思うんですけど。

(高祖委員)

そうですね。前面に出して、何かぜひPRしていただけるといいんじゃないかと思いました。

(石阪委員長)

あとは、これはPRの方法だと思うんですけど、実際に、これ認定はされました。いろんなメリットも受けられるんですけど、これを見て、どんどんこういった企業を増やしていくとなったときに、今こういうチラシもそうですけど、こんな冊子もそうですし、ホームページでも紹介されているんですよ、これね。

(寺島課長)

はい。

(石阪委員長)

そういうやり方があるんですけど、実際なかなかそこまで広まっていないというとい

うがあるので、これなんかもったいないような気がするんですよね。こういった制度もそうですし、企業のPRにつながると。それが採用であったり企業の業績にも本当はつながっていけばいいと思うんですけれど、そこをどうするかというところもあると思うんですよね。ですので、まずはこの基準、こういうことがもしあったらいいんじゃないかということが、今のこのコロナの時期なんて、お金の問題がかなり大きいから、例えば融資であったりとか、そういうものが受けられると非常にニーズは高まると思うんですよね。

ただ、今のところは、これでいうと足立成和とかと連携しているんですけど。

**(寺島課長)**

1番のところですね。成和信金と連携して、優遇金利でやっていただいています。

**(石阪委員長)**

だからここが0.25の引下げということで、これなんか企業としては、売上げが厳しいということであれば大きいのかなという気もしますし、あとはいかがでしょうかね。さっき言ったように専門家の派遣とか、経営診断までやっていただけるのであれば、かなり大きい援助になると思います。

**(高祖委員)**

あと前回の会議だったかな、マザーズハローワークさんとかで、この企業はワーク・ライフ・バランスいいですよと言うと……

**(石阪委員長)**

何か言っていましたね。ワーク・ライフ・バランス認定企業なんだという。

**(高祖委員)**

やっぱりその応募する方もね。

**(石阪委員長)**

応募する側からすると。

**(高祖委員)**

はい、ハローワークともちょっと連携していただいたりとか、そういうお口添えいただいたりとか。やっぱり優秀な人材が来るというのは、すごく企業にとってもうれしいことだと思います。

**(石阪委員長)**

そうですね。

あといかがでしょうか、何か皆様のご意見。

**(猪野委員)**

この募集要項というのは、今いただいたのを、これをそのままお渡ししているものなんですか。これは新規募集要項と応援サービス一覧というのを。

**(寺島課長)**

このままですね。

**(猪野委員)**

ですね。何か、まずこれをさっきのパンフレットみたいに、もう少し見やすく、入りやすいように、両面、ペラの2つ折りでもいいと思うんですけど、何かもうちょっとこの、あんまり文書、文書じゃ……

**(石阪委員長)**

募集要項は、ちなみにどういうところに配付をされているんですか。

**(猪野委員)**

この配布先一覧とかに配布されているということでしょうかね。

**(明石係長)**

実際のチラシとかリーフレットをご覧になって、詳しいことを知りたいという方に関しては要綱をとりよせていただく。

**(石阪委員長)**

窓口に取りに行くんですね、これは恐らく。

**(明石係長)**

郵送でもお送りしております。

**(石阪委員長)**

郵送か。そういうことですよ。これ自体

がPR資料というよりは、これは申請書類みたいなイメージですね。

(寺島課長)

はい。

(内藤委員)

PR資料はリーフレットがある。

(猪野委員)

あります。

(寺島課長)

チラシとリーフレットがあります。

(内藤委員)

それは結構その応援サービスを前面に出して。

(猪野委員)

出しています。

(石阪委員長)

これは、だから、そうですね。

(内藤委員)

専門家派遣について、ばーんと。

(猪野委員)

そうですね。やっぱり、それを出したほうがいいですね。

(内藤委員)

リーフレットを見るかという。

(石阪委員長)

そう、そこです。

(内藤委員)

ということです。やっぱり興味を持っている人たちがというような。

(寺島課長)

興味持ってもらったら、ちょっと読み込んでもらって、じゃ、という形になる。

(猪野委員)

そうですね。足立区、やっぱりここにさっきもありましたけど、幼稚園とか保育園とか、就職する人が少なくなっている業種に、ワーク・ライフ・バランスを取ってもらって、新卒の人とか、近くに住む方が働きやすいみ

たいにしていくと、足立区にはいいんじゃないかと思うんですけど、そうすると育児と仕事、介護と仕事が両立して成立するところを、足立区全体が何かそういうモットーでやっていったらいいんじゃないかなと思うんですよ。

ワーク・ライフ・バランスとか、よくなっていけば、例えばお給料も少し上げていけるようになればベストだと思いますし。

(石阪委員長)

これを見ると介護とか、それから保育園が多いですけど、これは何か戦略的に回っているとか、配付しているということがあるんですか。

(寺島課長)

いや、特段そういったことではありません。

(石阪委員長)

やっているわけではなくて。

(寺島課長)

ないです。やっぱり応募される企業さんの側から、なかなか人材が集まらない中で、同業者さんとその差をつける意味では、やっぱりこれは有効だというふうに判断してやっているかなと思います。

(猪野委員)

そうですね。これでワーク・ライフ・バランス認定企業になれば、今度ハローワークのほうとかとも連携して、あっせんも何かつながれるみたくなったらいいと思いますね。

(石阪委員長)

そういうことですね。

(寺島課長)

求人票のほうに足立区の認定企業ですと書けますので、当社は認定企業ですというのには書けますので。

(石阪委員長)

いかがでしょうか。ほか、何か今日聞いておきたいこと。またこれについては細かなと

ころは次回以降、皆さんからいろいろコメントをいただきたいと思うんですけど、今日は担当課への質問ということですので、もし何かあれば。

よろしいですか。

**(内藤委員)**

1点目のほうでも、今ワーク・ライフ・バランス、もうちょっとやったほうがいい。

**(石阪委員長)**

1点目。ちょっと待ってください。

ワーク・ライフ・バランス、どうでしょう。いいかな。取りあえずはよろしいですか、質問。

**(猪野委員)**

さっきのリーフレットというのはホームページかなんかで見れるんですか。

**(石阪委員長)**

前回、何か配ったんですよ。

**(猪野委員)**

これにこれも載っているんですか。

**(寺島課長)**

それのもっとペラっとしたリーフレットがあると。

**(猪野委員)**

これですよ、はい。

**(寺島課長)**

はい、そうです。ちょっと今、ご用意しますので。

**(亀田委員)**

すみません、ありがとうございます。これ3年に1回更新って、前も聞いたかもしれないですけど、更新、ずっと10年間とかされているわけですよ、3年ごとに。

**(寺島課長)**

はい。

**(亀田委員)**

落ちるといって、やっぱり駄目でしたという企業さんも結構いらっしゃるんですか。

**(寺島課長)**

はい。これ、今回、制度切替えて3年ごとにしました。今までこれは、毎年だったんですよ。基本的には毎年毎年更新していただいてというところで。まれにですけど、やっぱり更新しないというところもあったりしますが、基本的には皆さん更新されてますね。

**(亀田委員)**

この優良企業さんというか、すごい社員のことも考えて、会社のことも考えてやっていらっしゃる企業さんばかりだと思んですけど、やっぱりこの何年かの間に会社がなくなっちゃうというか、そういう企業さんもあるから、減っていくこともあるということですか。

**(寺島課長)**

今のところ、会社がなくなっちゃって更新できない例はないですね。

**(亀田委員)**

そうなんですね。じゃ、やっぱり優秀、優良な企業様という。

**(寺島課長)**

基本的には、はい、継続していただいているとは思いますが。

**(亀田委員)**

ありがとうございます。

**(猪野委員)**

最近、ステッカーばやりだから、ステッカーとか、何か目立つのを貼ればちょっといい。

**(片野委員)**

それ更新するときに、例えば申請します。審査します。落ちましたということもあるなと。

**(寺島課長)**

今までできていたものができなくなれば、当然落ちることは、可能性としてはあります。

**(片野委員)**

それはただ経営者側の申請だけじゃなく

て、客観的に見て、これはもう今ワーク・ライフ・バランスないなというふうには、状況と分かるんですか。

**(寺島課長)**

なので基本的に審査は、最初は入口のところでかなりしっかり審査していただいていますので、そこが基本的に継続していれば、落ちるはずはないです。

**(片野委員)**

という話ですね。例えば経営者が変わったりすると、よく会社が変わったりするじゃないですか。

**(石阪委員長)**

恐らく更新は、そこまで厳しくないと思うんですよね。新規のときは相当見ると思いますが、方針が変わっていなければ継続って、恐らくそんな感じですよ。

**(寺島課長)**

そうですね。

**(石阪委員長)**

あとは先方から辞退するというのはあるかもしれないです。

**(寺島課長)**

それもありますね。今回はもう更新しませんと。

**(片野委員)**

ワーク・ライフ・バランスに認定されている企業だと思って入ってみたら、実は全然違ったということはないのかなと。

**(石阪委員長)**

そういう苦情みたいなのはないですよ。実態とは違ったという。

**(寺島課長)**

実際、1件ぐらいそういうのはあったんです。社員の方から、このワーク・ライフ・バランスだと思って入ったのに、この企業はこんな企業でしたみたいなのがあったりとかしたということはありません。

**(片野委員)**

その場合はどうするんですか。

**(寺島課長)**

その経営者と話をしたりとかしましたけど、最終的には辞退されました。

**(片野委員)**

やっぱり。

**(石阪委員長)**

恐らくそうです、次の更新に多分引っかかってくる。

**(内藤委員)**

国の制度でありますよ。そういう苦情は。認定企業なのに、制度上は整っているけど、運用上で要するに認定労働者の差別が横行しているところがあるとか、仕事と役務と全然運用は違うんじゃないかということで、その認定はいかなものかという苦情はありましたね。でも、そこについては制度上整っていれば、基本的には認定取消しというのはならないという。限界がありますよね。

**(石阪委員長)**

恐らく個人の気持ちや感情はいろいろあると思うんですけども。

**(内藤委員)**

でも、お話で変えているというのはいいですね。

**(石阪委員長)**

ほか、どうでしょう。ご質問。よろしいですか、こちら。

これについては継続で、また次回以降も審議はしますので、気づいた点、今日いろいろご覧になってあった場合、また来週以降ご発言いただければと思います。

内藤さん、前に戻ってですね。

**(内藤委員)**

はい。女性に対する暴力のところ、担当課に対する質問じゃなかったんで、ちょっとそのときに言わなかったんですけど、DVも

女性に対する暴力の1つの形であるなどというところで、さっき保田さんから、企業としてどういうことができるかみたいなお話があったと思うんですけど、女性に対する暴力をなくす運動というのは国としてもやっていて、例えばパープルリボンとか、そういう運動に企業も賛成して、いろんなパープルのもをつけたりとか、ライトアップしたりとか、そういうことをやっている組織もあるかと思えます。そういう形で社会に対して、1つの企業も社会の存在ですから、企業が社会に対してと、あと労働者に対して啓発するという役割が果たせるかなと思ったのと、あともう一つ思い出したのが、昨年、2019年に、国連の国際労働機関、ILOで暴力とハラスメントの条約が採択されたんですけど、その中で、これは基本的に働く場のハラスメント、暴力をなくすということの条約で、日本も今後、批准に向けて動いていくんですけど、その中でDV被害者保護というのが1つ項目に入っているんです。

これに対して何らかの措置を取ることを国として何か書いていただく、法律のなどに。法施策に落とし込むということが1つの課題になっていて、もちろん今でも先行してその組織や労働組合がDV被害者保護、自分のところの労働者がDV被害者だったら、普通に働かせていたら加害者が来ちゃうし、だから一定程度避難させて、その間は休職させるとか、いろんな保護が、例えばその支援は本来は行政がやるべきかもしれないけど、企業として知り得たところの支援を教えてあげたりとか、直接的なその給料とか手当とか、そういう形があると思うんですね。国として、今後その方向になっていくと思うんですけど、先行して企業がやるということも可能だと思うので、社会の1つの組織としてやり得ることはあるんだろうなと、ちょっと気づき

ました。

**(石阪委員長)**

今回のこの企業の中にもハラスメントとかあるんですけど、これは任意ですよ、あくまでね。黒丸がついていないという。

**(寺島課長)**

そうですね。任意といえば、そうです。必須項目ではないという。

**(石阪委員長)**

これも、例えば必須が1つで、残りが任意ではなくて、例えば推奨みたいのがあってもいいと思うんですね。三角でもいいですけど、こういうのもあるとより、区としてはこういうことをむしろ推奨していますよというように項目を入れて、そこに記入欄が書いてあったりすると、より加点されるというか、評価が上がるというような。これだと1番だけですね。基本ね、これ全部。

**(寺島課長)**

そうですね、1番だけ。

**(石阪委員長)**

1番のみ、1つになっていますね。

**(寺島課長)**

ないし、1番、2番。

**(石阪委員長)**

2番もありますね。

**(内藤委員)**

職場環境の整備という視点で、あまりワーク・ライフ・バランスという観点が分からないですけど、ハラスメントが法制化されたということを受けて考えると、必須でもいいのかなという気になって。

**(石阪委員長)**

必須か推奨みたい、あるいは、かなり区として意識していますということが分かるような、グラデーションがちょっとあってもいいのかなというのはある。

**(内藤委員)**

あとは、その3つ目の女性活躍推進の取組の中に、社会における女性に対する暴力がまだ横行しているということを念頭に何らかの制約をするとか、そういったことも考えてもいいかもしれないですね。こちらの委員会の視点としてはです。

**(石阪委員長)**

そうですね。ですので、中身をまたご覧になって、この辺をもうちょっときちっと重視したほうがいいんじゃないかというところがあれば、ぜひまたご発言いただければと思います。

それでは、時間も4時になりましたので、今日はヒアリングということですから、最終的にはこれは最後の会までに年次報告書を作成しなければいけないので、また皆さんから、この主に2点について、ご意見を伺うということになると思いますので、また持ち帰っていただいて、意見として報告書に盛り込む内容を、また精査していきたいと思います。

#### 4 次回(10/26)議事内容について

**(1) 重要課題に関する自由討議・意見交換**

**(2) 年次報告書作成に向けた提言**

**(石阪委員長)**

それでは、事項書でいうと、3、4はこれやりましたので、4番目が次回ですね。10月26日、この話の継続ですね。そして、年次報告書に向けた提言を行う。

#### 5 事務連絡

**(石阪委員長)**

5番目、事務連絡ですが、お願いします。

**(明石係長)**

昨年度は、この第3回で我々、男女参画プラザの委託講座の上半期評価というのを委

員の皆さんでやっていただいていたんですけども、今年度コロナウイルスの関係で、まだここに、9月に至るまで4回しか講座を進めていないんですね。

**(石阪委員長)**

前半が駄目だったんですね。できなかったんですね。

**(明石係長)**

4月から7月前半が全然開催できなくて、全19回を予定していたんですけど、そのうち4回を評価していただいても参考にあまりならないので、1か月ずらして、次回の10月26日のときに、評価の評定後のお話をしたいと思いますので、あらかじめご了承ください。

以上です。

**(石阪委員長)**

委員の皆さんから、何かありますか。よろしいですか。

それでは、本日の会議ですけど、これで終了です。長時間にわたり、どうもありがとうございました。